

平成26年予算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成26年3月18日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時27分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 7号 平成26年度士別市一般会計予算

議案第 8号 平成26年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 9号 平成26年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第10号 平成26年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第11号 平成26年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第12号 平成26年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成26年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成26年度士別市水道事業会計予算

議案第15号 平成26年度士別市病院事業会計予算

議案第16号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第17号 士別市立病院看護師研究資金貸付条例の制定について

議案第18号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市立高等学校の入学料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第22号 士別市都市公園条例の一部を改正する条例について

出席委員（19名）

委員 岡崎 治 夫 君

委員 松ヶ平 哲 幸 君

委員 丹 正 臣 君

委員 出 合 孝 司 君

委員長 谷 口 隆 徳 君

委員 小 池 浩 美 君

委員 十 河 剛 志 君

副委員長 渡 辺 英 次 君

委員 粥 川 章 君

委員 伊 藤 隆 雄 君

委員 国 忠 崇 史 君

委員 菅 原 清一郎 君

委員 井上久嗣君
委員 田宮正秋君
委員 山居忠彰君
委員 神田壽昭君

委員 岡田久俊君
委員 遠山昭二君
委員 齊藤昇君

事務局出席者

議会事務局長 石川 敏君

議会事務局
総務課主幹 岡崎 忠幸君

議会事務局
総務課主任主事 樫木 孝士君

議会事務局
総務課長 浅利 知充君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知香君

(午前10時00分開議)

○委員長(谷口隆徳君) おはようございます。

予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(谷口隆徳君) ここで本日の会議録署名委員を指名いたします。

岡田久俊委員、田宮正秋委員を指名いたします。

○委員長(谷口隆徳君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。初めに、付託されました平成26年度予算及び関連議案について一括して総括質問を行い、その後、関連議案の審査を行い、次に各会計予算ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思います。なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(谷口隆徳君) 異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方については、そのように決定いたしました。

更に、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまでほかの委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(谷口隆徳君) 異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法については、そのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は5名であります。あらかじめ決定いたしております順序に従い、総括質問を行います。

渡辺英次副委員長。

○副委員長(渡辺英次君) おはようございます。

総括質問をします。

今回は3つのテーマを用意させていただきまして、まず、その1つ目がサフォーク振興についてということで質問させていただきます。

士別市は、羊によるまちづくりということで30年が経過しまして、おとしには記念式典も開催したところであります。今後における羊によるまちづくり、どういう方向性で盛り上げていくのか、そういった観点から質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、羊の生産のほうにかかわる今の市の補助制度というか助成というか、その辺の

説明をいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 上川畜産林務課主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

めん羊振興事業の綿羊生産にかかわる事業内容につきましてお答えします。

最初に、サフォーク種めん羊振興事業の内容につきましては、3つ補助事業があります。

1つ目に、成雌めん羊飼養管理事業につきましては、本市のまちづくりや観光事業の推進にはサフォーク種羊の飼養頭数の確保が重要となってきますことから、士別めん羊生産組合に一定以上の羊の飼育を行ってもらうための繁殖羊の飼養に係る費用や観光牧場に放牧する管理費用に対する助成としまして970万円の事業費となっております。

2つ目に、めん羊ラム肉出荷補助事業についてであります。

士別サフォークラムは、豚や鳥などほかの肉と比較しますと価格帯が高いことから、市内への流通においてラム肉の価格を低くするために、市民への周知などを目的として150頭の市内出荷に対し1頭当たり1万円の定額補助を行うもので、事業費につきましては150万円というふうになっております。

3つ目に、優良種めん羊導入事業につきましては、品質や生産性の高い綿羊を生産するためにはすぐれた雄綿羊の確保が重要でありますので、肥育性、繁殖能力、疾病防止など、すぐれた綿羊を士別市外から導入する場合に定額補助を行うもので、事業費は10万8,000円となっております。

次に、士別産羊肉生産基盤確立推進事業の主な内容につきましては、めん羊生産組合への事業助成としまして、めん羊共済制度委託助成事業についてであります。綿羊は家畜の共済制度の対象外ということになっております。治療や難産などの治療における生産者の負担が大きいため、生産組合が独自で上川北農業共済組合に委託しておりますめん羊共済制度に対しまして一部助成を行うもので、事業費につきましては30万円というふうになっております。

次に、屠畜出荷時の負担軽減事業につきましては、生産者農場から屠畜場までの運搬時におきまして綿羊が死亡する事故が発生し、その原因が不明な場合につきまして、市内の生産者と集荷者のそれぞれの負担を軽減するために助成を行うもので、事業費につきましては5万7,000円というふうになっております。

以上になります。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） ありがとうございます。

今いただいた中で、めん羊ラム肉出荷補助事業に関しては後々の質問にちょっとつながってくるので、そこで改めてお伺いしたいと思います。

次に、現在、士別市で飼育している羊の頭数と、それと、ここ数年でいいんですけれども、出荷している頭数を教えてください。

○委員長（谷口隆徳君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

過去3年間、平成23年から25年の飼育頭数と出荷頭数、それと26年出荷の見込みにつきましてお答えいたします。

現在、生産者につきましては、個人が2戸、法人が4戸の合計6戸でありまして、全体における過去3年間の飼育頭数、出荷頭数の推移ですけれども、23年4月の飼育頭数は全体で合計1,339頭で、そのうち23年に出荷した頭数につきましては568頭となっております。24年4月の飼育頭数は合計で1,071頭でありまして、そのうち出荷頭数は418頭というふうになっております。

次に、25年4月の飼育頭数につきましては合計で1,173頭で、そのうち25年の出荷頭数は475頭でありました。26年、本年3月1日現在の飼育頭数につきましては合計で1,156頭となっております。今後85頭の出生が見込まれております。最終的には1,241頭になることが見込まれておりまして、26年の出荷頭数につきましては584頭を現在見込んでおります。

平成23年3月に発生しました東日本大震災以降、羊肉に限らず肉全般におきまして消費が低迷してきたことから、24年には各生産者それぞれにおきまして飼育頭数を減らしておりましたけれども、徐々に羊肉の需要のほうが回復、増えつつありますことから、それに合わせて、現在、飼育頭数と出荷頭数が徐々に増えてきているところでございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） わかりました。そうですね、平成22年度はいろいろな事情がありまして、なかなか出荷が伸び悩んだということも伺っておりますが、今後、羊を飼育して出すのに、新たなところにPRといいますか、売り先をどういうふうに見つけていくかという、その辺の何かお考えはお持ちでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 高木畜産林務課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） これまでPRについては、平成18年にジンギスカンがヘルシーということからブームとなりまして、主に市内流通のみであったものを、羊肉を市外に流通させることと羊のまちづくり運動をより一層推進することを目的に、市内関係団体によるサフォークランド士別プロジェクトを組織化しております。

そこで、これまではPRについては、特に平成20年、21年度は国の、地方の元気再生事業を活用いたしまして、ブランド羊肉として大都市圏の、東京、名古屋、大阪のレストラン関係者を招いて試食会の開催や、道内9カ所、道外22カ所のレストランや食肉業者にサンプル肉を提供して食味と需要についての調査を行っております。

更に、道内の調理人を対象に料理コンクールを開催いたしまして、士別産ラム肉を実際に調理していただいて、肉質がすぐれているという評価を得ております。特に22年は、アジア・太平洋経済協力会議、通称APECですが、札幌で開催された貿易担当相会合や横浜で開催されました首脳会議において士別サフォークラムが提供されまして、更に全日空の欧州路線のフェア

ーストクラスのメイン料理にも採用されております。ここ2～3年については、こうした取り組みによりまして新たな取引が開始されたレストランや食肉業者を中心に引き続きPR活動を行うとともに、札幌においてレストラン関係者やデパートのバイヤー、更には食肉業者が一堂に会しての商談会でございます食クラ・フェスタにおいても食材を提供いたしましてPR活動に努めているところでございます。

また、今後の販路の拡大の考え方なんですが、販路の拡大は飼育農家の経営の安定につながるということで、現在、販路先と信頼関係を高めながら安定した需要先の確保を図りたいと考えております。

綿羊については、需要が増加したとしてもすぐに供給できないこと、また、逆に消費が低迷したことによって販売が低下した場合についてもすぐに供給を減らせないということがありますので、将来を見据えた生産量を確保することが重要ということでございます。需要と供給のバランスを考慮した中で、これまで取引があったレストランや食肉業者へのPRはもとより、札幌での商談会に引き続き参加するとともに、26年度については北海道東京事務所から照会のありました関東圏のシェフを対象とした料理セミナーに士別サフォーク肉を提供いたしまして、サフォークラムのよさをPRし、新たな販路の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） ありがとうございます。

それで、先ほどの補助事業の関係に戻らなすけれども、めん羊ラム肉出荷補助事業、これは市民周知を目的としているということで、市内に流通する羊の補助ということで1頭1万円以内ということなんですが。これが、ちょっと私が考えるのは、果たして本当に有効な手段なのかという部分、ちょっと疑問に思う部分がありまして、今すぐサフォークという部分では市外のほうでも大分名が知れてきているのかなと思うんですけれども、現状としてやっぱり士別市民がまだ食されていないという方も多数いらっしゃると思うんです。そういった中で、例えばキロ2,000円以上するやつが1,600円ぐらいになるという部分もあるんでしょうけれども、そういうところで使う150万円が本当に有効なのか。もしくは、例えば例で言いますと産業フェアみたいなところで羊を大々的に丸焼きをして市民に還元するとか、そういういろんな手段が考えられると思うんですけれども、その辺の今後の考え方というのはどうでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 高木課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） 現在、150頭分150万円ということで、市内流通、市内のレストランとか、あと販売業者に卸す場合について1万円補助しているということで、更にお話にありました産業フェアについても牛肉と羊肉もセットでしておりますので、その肉に対してもこの150万円の中から6頭分ほど補助しているということでございます。

それで、今後の考え方なんですが、まずやっぱり、渡辺副委員長のお話のとおり周知されていないというのがあるんですが、引き続き、とりあえずはしっかりと150頭分をPRするため

に、やっぱり市民の方が食べていただかないと、市民が自分のところのよさを知ってもらわないと、ほかにもわからないという点もありますので、まずはこの150頭分で市内にしっかりと、安くというんですか、手に入るような価格で出してPRも引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） わかりました。

ぜひ士別の一人でも多くの方がサフォークを食べて、おいしいと感じていただいて、それがまた外に発信できるような体制がいいのかなと思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、生産、経営の部分についての質問をしたいんですけども、現状で今、個人で経営されている方、そして法人が4つというさっきお話ありましたが、いろいろ調べてみたところ、やはり羊に関しては牛とかと違いますので、なかなか単独で羊だけでは生活が成り立たないという現状がありまして、いろいろ副業とか兼業でやられている方がいると思うんですけども、今後やっぱり羊を生産する方も、新規で新しい若い方も今いない現状ですので、この辺、生産する側のほうの基盤整備といたしますか、その辺の助成もこれから必要になってくるのかなと思うんですけども、今現在での考え方をお知らせください。

○委員長（谷口隆徳君） 高木課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） お答えいたします。

渡辺副委員長のお話のとおり、専業で行うとすれば羊を大規模に頭数を飼養する、いわゆるスケールメリットを生かさなければ、なかなか経営の安定には結びつかないと考えております。そこで、中小規模でも経営を成り立つようにするには、やっぱり複合経営を基本に、消費と販路をこれまで以上に拡大を行いまして、それに一層のブランド化を図る必要があると考えております。そういうことで士別サフォークラム肉の需要を高めることで、1キログラム当たりの枝肉の単価も高くなり、ひいては経営の安定化にもつながると考えております。

また、現在、今お話の6戸の生産農家の規模拡大はもとより、今後、高齢化や病気などのリスクを分散するためにも生産農家の裾野を拡大することが不可欠と考えております。このためには、既存の農家の規模拡大と、新規の農家に対して助成制度として士別市めん羊羊舎建設事業というのがございまして、補助率3分の1以内、限度額50万円の制度がございまして、この制度を補助対象の拡大や補助率、限度額の引き上げなども視野に入れまして、めん羊生産組合の御意見も伺う中で今後検討していきたいと思っております。

更に、若い人というんですか、市外からとか若い人の参入についてですが、これまで市とめん羊生産組合では、生産農家の高齢化などにより今後、生産農家が減少するということが懸念されておりましたので、市外から特に若者のということで人材確保を図るということで、酪農学園大学や札幌、恵庭の動物専門学校生徒に対して、士別で夏休み期間中に綿羊の飼養に関

する研修をできるということをPRしております。そこで、ここ二、三年は1名から2名の方が士別で毎年実習をしているという現状でございます。このような方々が今後士別で羊を飼育したいという場合については、まず専門知識の習得が何よりも重要ということでございますので、平成26年度においては、本会議最終日に提案予定の26年度補正予算として、国の緊急雇用創出事業を提案予定でございますので、それを活用いたしまして、羊と雲の丘観光株式会社の牧場を研修牧場として、1名の研修生を受け入れ、人材の確保を図っていきたいと考えております。

また、この研修生が二、三年しまして新規の生産者となる場合については、羊舎とか羊の導入に対して多額の経費が必要となりますので、この初期投資を少しでも軽減するために、その一部を助成するような制度も必要と思っておりますので、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） 私もぜひ市外で羊を飼ってみたいという方がいる場合には、士別で出迎えられる体制をとって新規就農ということで雇用につながるのかなと考えますので、その辺、今お話しいただいたので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

そういった中で、生産側とあと販売する側といろいろ今6次産業化で進めてはいるんですけども、今後、まちづくりをしていく上で、どういった形でその先に発展させなきゃいけないのかという、そういう部分、サフォークランド士別の部分になると思うんですけども、その辺のビジョンというか、お話しいただければと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君） 私のほうから、サフォークランド士別、今後の展開という観点からお話をさせていただきます。

サフォークにつきましては、昭和42年、市営めん羊牧場に導入したのが始まりでございます。数えますと約50年弱という歴史のある事業であります。特に昭和57年には市民によりますサフォーク研究会も設立されまして、サフォーク羊を生かしたまちづくり、市民の方々が中心となりまして取り組んでこられた経過がございます。この間、サフォーク研究会に対しましては総務庁の長官表彰等々、数多くの表彰を受賞しているところでございます。

そこで、今後の展開という部分からいたしますと、これまで質疑でありましたとおり、やっぱり生産者を確保する、裾野を広げるといったことからしても販売価格を上げていく必要があると思っております。これにつきましては、いわゆるブランド化を図るといった観点からいたしまして、士別ならではの飼養管理マニュアルに基づく飼養体制の確立、更には血統登録、これも士別のほうでやっております。こういったものはほかの地域ではない、ある意味では優位性だと思っております。こういったことの優位性を発揮する中で、士別のサフォークラムのブランド化の浸透を図れば、徐々に生産価格も上がり、それに見合っって生産農家も広がってくる

んじゃないかなと思っております。

いずれにいたしましても、目標は繁殖雌をいかに早い段階で1,000頭まで引き上げていくかといったことが一つのポイントになろうかと思っております。

それともう1つは、平成27年、ひつじ年でございます。このひつじ年を一つのチャンスと捉えまして、さまざまなイベントなりを打つ予定でございます。それと、行政で言えば羊と雲の丘の一带の施設整備、いわゆる再整備を26年度、27年度の事業で計画しております。

あともう1点は、サフォーク研究会で言えば30年を超える歴史の中で、やはりこれまで担ってきていただいた人たち、若干その若返りも図っていく必要もあろうかなと思っております。そういった意味では、サフォークランド士別のプロジェクト、この4月から再構築するということで、今、3月段階では幹事会の中で確認をとっておりますので、そういったプロジェクトも更に一層裾野も広げながら、羊をモチーフにしたまちづくり、官民一体となった取り組みを今後とも展開していく考えでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） ありがとうございます。

今お話あったとおり、単価向上と生産者の安定という部分もあるんですけども、やはり僕は一人でも多くの市民がこのサフォークランド士別プロジェクトに関心を持っていただいて、参加する人が増えることが今後の発展につながると思っていますので、その辺もひとつ頭の隅に入れていただければなと思います。

それと、若干ちょっと話はずれるんですけども、今後、士別、羊のまちということでやっけていくに当たって、例えば子供たち、よく食育という話がありますけれども、せっかくこういう生産から販売までずっと一連の流れがありますので、その辺も子供にもうちょっと命のありがたみという部分の勉強をさせていくことも士別ならではの教育につながると思いますので、その辺も、答弁はいただきませんが、ぜひ御検討いただきながらサフォークの振興についてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

2つ目は、主に防災の関係で、避難所に関して今回ちょっと限定して質問させていただきたいと思います。

先日、東日本大震災から3年が過ぎたということで、テレビ等々でいろいろ災害のまたお話が出ていましたけれども、また、雪に関しても、今、日本国内全体的に通常降らなかったようなところに豪雪がきたりとか、今まではなかなかなかった現象が起こり得るということで、じゃ、本市にとってはどうなんだという部分で質問させていただきたいと思います。

まず、避難所に関してですけども、そもそも避難所というのはどういった役割なんだということを確認の意味も含めて伺いたいと思います。また、その際に避難所として機能させるためにはどのようなインフラが必要なのか、その辺のお話をいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 玉田総務課主査。

○総務課主査（玉田 悟君） お答えいたします。

まず、避難所の役割についてですけれども、大きく2つあるというふうに考えていますが、1つ目は、災害のときに難を逃れるためにひとまず避難をする場所、そして、もう1つは、自宅が被災して戻れない被災者が長期的にそこで避難生活を送るための場所としての役割があるものと考えております。また、こうした避難所なんですけれども、高齢者ですとかそういった避難時に配慮が必要な方々の避難を考えて、できるだけ身近な場所にそういった施設が存在する必要があるというふうにも考えております。

こうした避難所の役割を果たすためには、電気、それから上水道、下水道、そしてガスや灯油、それから電話、暖房設備といったインフラが必要になってくるかというふうに考えております。こうした部分のインフラが災害発生時に十分に整っていないものにつきましては、発電機や投光器といった備蓄資材の使用ですとか、あるいは協定業者の協力によって整える計画となっています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） それでは、そういった避難所、これまでに士別で実際使用したという実例がございましたらお話しいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 玉田主査。

○総務課主査（玉田 悟君） お答えいたします。

近年におきましては、平成16年9月に、こちらは台風だったんですけれども、暴風雨による災害が発生いたしております。また、平成22年7月には集中豪雨によりまして水の災害、水害が発生しております。この2つの災害におきまして避難所を開設しております。平成16年9月の暴風雨の災害の際には勤労者センター、それから、上士別出張所、多寄出張所、温根別出張所を避難所として開設いたしました。また、平成22年7月の豪雨の災害の際には温根別出張所とつくも青少年の家を避難所として開設しております。

これらの避難所の開設に当たりましては、発電機ですとか毛布、それから食料などの物資につきましては必要に応じて調達や輸送を行って対応をしております。これらの災害はいずれも夏や秋の時期に発生したもので、このときには問題にはならなかったんですけれども、冬の期間においては当然暖房のことも考えなければならないことすとか、開設に向けて避難所となる施設の施設管理者との連絡体制など、開設に当たりまして次に生かすべき課題もあったところではあります。備品等に不足はなく、その際はスムーズに開設できたものと考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） 実際災害になりますと、豪雨災害であれ台風であれ、なかなか混乱が

生じてスムーズに収容できないんじゃないかなと、そういうことも危惧しているわけですが、実際に今ハザードマップで示されている避難所というのは56カ所あると思うんですが、実際これ、多分皆さんもらったときは目を通しているんでしょうけれども、いざ避難するとなったときに、一体どこに避難するんだったか、どうやって行くんだったかというのが果たして周知されているのかなと、疑問というか、ちょっと心配もするんですが、その辺浸透させるためにどのような取り組みをされていたのかお知らせください。

○委員長（谷口隆徳君） 青木総務課主幹。

○総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

浸透させるためのここ近年の取り組みといたしましては、まず、平成24年度において、8月に市内小学校5年生と6年生、自主防災組織の希望者を対象に、雨の降り方や水の流れる力を体験する水防学習会を実施、9月には市内あけぼの地区、東栄地区を対象に大雨による水害を想定した避難訓練を実施、その後、水防研修会といたしまして図上訓練を実施いたしました。更に10月には桜丘荘の入所者を福祉避難所に移送する訓練を実施いたしました。

次に、本年度平成25年度におきましては、昨年9月に警察、消防と連携して地震を想定した建物からの救出救助訓練を実施し、この際には士別中学校において地震を想定した避難訓練、図上訓練も実施され、その後、救出救助訓練を見学していただいたところであります。更に、今年3月8日には旭川開発建設部、旭川建設業協会と協力し、地域の防災リーダーを育成するための研修会を実施したところであります。

こうした訓練や研修会を実施していますが、避難訓練や救出救助訓練の際には防災無線や広報車を利用したり、また、指定されている避難所へ避難を行うなど、可能な限り実際の災害を想定した動きの中で訓練を実施したところであります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） とりあえず、いろいろ今までも避難訓練とかされているような形ではあると思うんですが、先ほども実績を伺った中では、今のところ冬期間の豪雪時の関係で、例えば停電とかにより避難したということは今までなかったと思うんですが、今後、今の雪の降り方がここ数年随分変わってきたなと感じますので、冬期間の避難訓練であるとか、特に要支援者を避難させるときに、例えば冬、豪雪により避難させるときは実際スムーズに行くのかどうかとか、その辺の検証も必要かと思うんですが、今後そういった取り組みを、例えば冬期間も含めてですけれども何かお考えというのはお持ちでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 青木主幹。

○総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

平成26年度の今後の計画についてであります。これまでと同様に住民とともに各種訓練の実施を計画したいと考えております。その際には、これまでよりも一歩踏み込んだ形で、例えば避難所の運営を含めた訓練、更には冬期間の避難訓練及び要支援者に対応するための訓練な

どを検討する中で内容の充実を図っていきたいと考えております。加えまして、実施の規模につきましても、避難所単位での訓練となるよう複数の自治会を対象にした訓練を実施することも検討させていただきたいと考えます。

また、実際に災害対策に当たることとなる市職員につきましても、防災担当部局以外の職員も動員した中で、情報伝達や避難所への物資の輸送など、実際に災害を想定した形での訓練を検討する考えであります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） ぜひ、前向きにそういった計画を進めていただきたいと思います。

災害はいつ来るかわからないという部分がありますので、できるだけ早急な計画が必要なのかなと考えていますので、よろしくをお願いします。

それで、避難所の関係で、今、廃校になったところを緊急避難所ということで指定しているかと思えますけれども、その関係のインフラといいますか、先ほどお話あった電気、上下水道等々含めて、どのような状態になっているのかお知らせください。

○委員長（谷口隆徳君） 青木主幹。

○総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

昨年3月をもって廃校となった旧下士別小学校、旧武徳小学校、旧中多寄小学校についてありますが、現在も使われております旧下士別小学校については一定のインフラが整備されておりますが、旧武徳小学校と旧中多寄小学校につきましても電気や水道などを停止している状況にあります。直ちに復旧できるものもあることはあるのですが、避難所としては十分とは言えない状況にあります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） 今お話ししたとおり、災害はやはりいつ起こるかわからないという部分から言いますと、例えば中多寄小学校で言いますと、恐らくあそこは浄化槽かと思うんですけども、そうなるとなかなか、使っていない期間があるとどうしても機能しないというのはわかるんですけども、その辺もやはり想定された中で、いつ使ってもいいような形をとらなきゃいけないと思うんです。

そういった部分のインフラの整備の確認していただきたいという部分と、それと何より、この冬少し見てきたんですけども、下士別は多分3月ぐらいにあいたんですけども、中多寄とか武徳に関しては除雪も全くされていないという状況だったんです。その辺で豪雪の災害があったときに、果たして本当にすぐ使えるのかなという疑問に思う部分があります。

また、そういった廃校となったところを、今後、解体等々出てくると思うんですけども、その後の避難場所の指定とか、その辺の考え方もあわせて答弁いただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 沼田総務部次長。

○総務部次長（沼田浩光君） お答えをいたします。

初めに、廃校となった旧学校施設の避難所としての指定状況についてであります。

朝日地区の壬子、登和里の旧小学校に加えまして、先ほど答弁をさせていただきました昨年3月に廃校となりました武徳、下士別、中多寄、この小学校、合わせまして計5校を避難所として指定をしているところであります。このうち、通常時には利用されていない中多寄、武徳、壬子の旧小学校につきましては、近くの自治会館または生活改善センター、これらも避難所として指定をしていることもありまして除雪を行っていない実態にあります。

しかしながら、渡辺副委員長から御指摘がありましたとおり、例えば雪害による停電など冬期間の災害時に迅速に開設すべき避難所の管理といった点においては、不十分であったと反省をしているところであります。

来年度、災害対策基本法の改正に伴いまして、現在、地域防災計画の修正作業を進めているところであります。一定の案がまとまった時点で議会にもお示しをし、御意見を賜りたいと考えているところでありますが、この修正において、現在指定している全ての避難所の見直し作業も必要となってくることから、年間を通じて避難所としての機能等について再度検証を進め、そして、例えば旧学校施設が解体となった場合も想定をした新たな地域避難所の指定など、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） 何度もくどくなりますけれども、災害はいつ起こるかわかりませんので、士別市にお住まいの方が、どこの地区にいても安心して避難所に避難できるという形を早急にとっていただきたいと思っております。この質問はこれで終わります。

それでは、最後の3つ目の質問に入らせていただきたいと思っております。

保育施設の将来展望はということで、今現在、本市における保育施設は、市の公立認可保育園、それと私立保育園ということで、士別の場合はいわゆる認可外保育所という形になっているんですけども、やはり少子化ということで園児数も減ってきている中で、保育所経営もなかなか今後先が大変なのかなと考えておりますので、今回質問させていただきたいと思っております。

まず、市の公立保育園と私立の認可外保育所、今現在通われている園児の数、それと、今後、出生数の推移も含めてどのような形になっているかお知らせください。

○委員長（谷口隆徳君） 滝上こども・子育て応援室主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

まず、市立保育園と私立保育園の定員と園児数でございますが、まず、市立保育園に関しましては、あいの実保育園、北星保育園、あさひ保育園、3園あります。平成26年3月12日現在であいの実保育園の園児数は113名、北星保育園につきましては83名、あさひ保育園につきましては23名在籍しております、3園を合わせますと219名が在籍しております。

次に、出生数の推移でございますが、まず、ゼロ歳から5歳の乳幼児数なんですけれども、

各年4月1日現在で平成21年は931名、平成22年は921名、平成23年は879名、平成24年は850名、平成25年は794名でありまして、5年間の数値と出生数から判断いたしますと、今後は毎年30名から50名程度減少していくものと推測しております。

そこで済みません、前後しますが、私立の認可外保育園の園児数でございますが、本市内には認可外保育園が3園あります。40名定員の保育園が2カ所と35名定員の保育園が1カ所ありまして、40名定員の保育園2カ所につきましては平成26年3月12日現在で30名と37名が在籍しております。次に、35名定員の保育園は1カ所ですが、こちらのほうには31名が在籍しておりまして、3園を合わせますと102名が在籍しております。

次に、前後しますが出生数の部分でございますが、各年度3月末現在で平成21年度は133名、平成22年度は114名、平成23年度は135名、平成24年度は96名、平成25年度でございますが、2月末現在で112名でありますから、今後は恐らく100名前後で推移していくものだというふうに考えております。

以上です。

○委員長(谷口隆徳君) 渡辺副委員長。

○副委員長(渡辺英次君) ありがとうございます。

それで、まず認可外保育所に限って言いますと、市の補助で私立認可外保育所運営補助事業というものがございまして、実際これ複雑な計算にはなるんですけども、運営助成ということで出していると思います。それで、当然その子供の減少と一緒に、助成される、補助していただける額も下がるということで、なかなか保育所運営については、恐らくどこもそうだと思うんですけども、人件費が大半でありまして、その他教材費やいろいろな経費があるんですけども、なかなか削減できない部分が多いと思われるんです。そうなった場合に、今の補助いただいている体制でもなかなか運営ができない、経営ができないという形になってきていると思っております。その辺の民間の保育所に対しての補助基準の改定と申しますか、その辺、現在はどうのお考えでしょうか。

○委員長(谷口隆徳君) 大西こども・子育て応援室長。

○こども・子育て応援室長(大西紀代美君) 認可外保育所は、自治会やNPO法人が地域の自主的ボランティアとして長年にわたり運営を実施してきており、また、市内の就学前児童のおおよそ4分の1の児童を受け入れておりますことから、地域の子育て支援を推進していくための重要な役割を果たしてきております。このため、市としましても認可外保育所に対して独自に助成措置を講じてきたところであります。

平成23年度には、認可外保育所からの要望もあり、施設運営や保育士の待遇改善、低年齢児保育の加算、延長保育や休日保育などの特別保育事業等につきまして、補助基準の見直しを図り支援をしてきたところであります。また、平成23年度には市内の認可外保育所の老朽化に伴う改修工事を実施した経過もあり、平成26年度においても同様の予算措置としまして、運営主体の負担軽減を図るために全額の約150万円を施設の補修費として計上してきたところであり

ます。更に、施設の暖房機の故障があった場合には、10万円を限度として半額補助をすることも考えております。

以上のことから、補助基準の見直しを図り、施設の補修や備品の購入等を必要に応じて認可外保育所と協議をしながら助成をしてきた経過がありますことから、更に補助基準を改定するということにつきましては非常に難しい状況であります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） わかりました。

いろいろ運営だけでなく備品関係の補助も今検討していただいているということで、非常にありがたいことなのだろうと思うんですけども、今もお話ししたとおり、恐らく大体事業費の半分以上というか、大半ですね、人件費と思われまので、その人件費自体がなかなか支払えないという状況になってきているのかなと思います。そういった部分も含めて、例えば補助基準がなかなか改定は難しいよというのであれば、新たな枠組みといいますか、新たな運営方式というの今後考えていかなければいけないのかなと僕は考えております。

特に、西地区にも保育所ありますけれども、小学校で言いますと、適正配置計画の関係で西小学校が一応残るといような方向で教育委員会のほうで考えているようですけども、そうなったときに、地域でそこに住んでいる方が、たとえ人数が少なくてもその地域の保育所に入りたいという要望も伺っておりますし、また、認可外保育所に関しましては、受け入れに対する、入所に対する基準というのが、例えば共稼ぎでなければいけないという条件もありますので、そういったニーズに応えるためにも認可外保育所というのはやっぱり今後も必要なんじゃないのかなと思うんです。

そういった部分で、例えばですけども、運営母体自体を自治会でやっているのが難しいのであれば、それを例えば、今、認可外保育所がもう経営できないからやめなければいけないとなったときに、今の現状で市の保育所で全部受け入れられるキャパはないと思うので、当然市もなかなか困ってくると思うんです。そうなった部分もありますので、例えばそれを市に移管して市営で動かすであるとか、例えば保育所に関しては公益的な部分もありますので、例えばの例ですけども、市の職員を派遣で保育士として入れるとか、そういったこともいろいろ考えていかないとやっぱり存続するのが難しいと思っているんですけども、その辺は今後検討していくようなことはできないのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 大西室長。

○こども・子育て応援室長（大西紀代美君） まず、運営母体を市に移管できないかどうかという御質問についてであります。本市における認可外保育所は、先ほども申しあげましたように地域の養育力の向上及び子育て支援の推進に対しまして重要な役割を担っておりますことから、認可外保育所が存続なくなるといことは本市の児童福祉行政にも大きな影響があるものと認識しており、施設の存続には十分な議論が必要であるというふうに考えております。

現在、国におきましては、待機児童対策、児童福祉施設への給付制度の見直し、更には、保育、幼児教育、子育て支援の拡充などを盛り込んだ子ども・子育て支援新制度について議論をしているところであります。新制度では、認可外保育所が国の支援を受けるためには、認可保育所の許可をとるか、あるいは保育園機能と幼稚園機能をあわせた認定こども園の許可をとるか、また、定員が19人以下の小規模の保育園を対象とした小規模保育事業が新設される予定でありますので、認可の基準として保育士の配置基準や給食の提供などの条件もあって、これらを満たせば国からの支援を受けることができます。

もし市が認可外保育所を運営するということになりますと、認可保育所としての認可をとる必要がありますことから、現行の認可外保育所の状況からいたしますと、保育士の配置等の基準を満たすことは極めて困難であります。今後におきましては、国の制度が明らかになりましたら、関係施設や保護者と十分に協議をしまして、全ての児童によりよい保育環境を提供できるよう対応してまいりたいと考えております。

それから、保育士を非常勤職員として市から派遣できないかという質問についてでございますが、市立保育園においても現在は保育士は不足しておりまして、募集を現在もしておりますが応募がなく欠員が続いている状態でありまして、現在のところ市立保育園からの保育士の派遣については難しいと考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） 現状でなかなか厳しいということは重々承知をしての質問ではあるんですけども、今、国のほうで動き出している新制度に関しましても、認定こども園とか、例えば認可をとった保育園にするという形もそうなんですけれども、どちらかという都市部に対応しているような形の考えであって、待機児童が実際にいない本市のようなまちでは余り該当しないのかなと思っている部分もありまして、そうなったときに、子育て環境をちゃんと充実させなければいけないと考えたときに、やっぱりある程度市の行政側としても先を考えながら見据えたことが必要なのかなと思います。

特に今、牧野市長におかれましては子育て日本一のまちを目指すということで取り組まれていますので、ぜひ理事者の方にも、現状の保育施設、幼稚園ももちろんそうなんですけれども、なかなか民間は厳しいということで御理解をいただいて、最後に一言、市長に今後そういった部分の検討の余地あるのかどうかもお話しいただければと思います。お願いします。

○委員長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺副委員長の御質問にお答えをいたします。

ただいま、認可外保育園の経営の問題も含めて、あるいは将来を見据えた運営のこと等々含めての御質問をいただいて、それぞれ担当のほうから答弁をさせていただきました。

士別は他市と比較をいたしますと、認可外保育園含めて、それぞれ地域の皆様方の御意見もお聞きをして手厚い支援策は講じているというふうに私は自負をしているところであります。

ただ、認可外については今お話しのとおり極めて運営状況も大変であるということは百も承知でありまして、来年4月から新しい仕組みが国のほうでも議論されていると。そうなりますと、士別には3つの私立の幼稚園もあるわけでありまして、この幼稚園ともしっかりと協議をしながら、例えば幼保連携の認定こども園という、そういうものを運営するという意向もある幼稚園もあるわけでありまして、その辺は、今3つある認可外保育園、あわせて私立の幼稚園、ともに子どもの中に入って協議をさせていただきながら、いずれにしても認可外保育園の必要性というのは私も理解をしていますので、そういったことも今後の運営も含めてしっかりと議論をしながら進めていきたい、こう考えているところであります。

○委員長（谷口隆徳君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺英次君） これで終わります。ありがとうございます。

○委員長（谷口隆徳君） 小池浩美委員。

○委員（小池浩美君） 初めに、PFI・PPPの調査研究事業、これについてお聞きしたいと思います。

今回の予算案に、市長のマニフェスト事業の一つということで新規事業として計上されております。予算額は48万1,000円ということで、それほど大きな額ではありませんが、これは単なる調査研究ということでこの説明資料には載っておりますけれども、このPFIとかPPPという事業の手法は、もう15年ぐらい前からずっといろんなところで行われてきていると聞いております。

そこでまず初めに、この横文字のちょっとわかりづらい言葉ですが、これが一体どういう手法のものなのか、そして、その目的は何なのか。第三セクターとか指定管理とか、そういうものもありますね。そういうものとの違いとか、そういうものを含めて簡潔に御説明ください。

○委員長（谷口隆徳君） 佐藤企画課主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

まず、PFIについてですが、PFIは、公共施設等の整備に当たって、その構想段階から民間の資金や経営能力、技術力を活用し、設計や建設、改修、その後の更新や維持管理、運営等を行う公共事業の手法であります。

PPPとは、官民連携の総称的な意味で、公共と民間事業者が協働で事業を行い公共サービスを提供するもので、より幅広い形で民間に任せる手法の総称でありまして、PFIを初め指定管理者制度などもこれに含まれるものであります。

これらのメリットとしましては、1つ目に、利用者のニーズを把握し、満足度を高めるような民間事業者の経営ノウハウや技術的能力が活用できるため、行政よりも質の高いサービスを提供できる可能性があること。2つ目としまして、公共が直接実施する場合に比べ建設当初の多額な財政支出が発生しなくなるため、厳しい財政状況の中でも必要な社会資本整備が可能になること。3つ目としまして、新たな事業機会の創出や他の収益事業との組み合わせによって新たな事業機会を生み出すなど、地域経済の活性化にもつながり得ることなどが挙げられま

す。

また、デメリットといたしましては、このPFI事業につきましては、まだ全国、道内でも事例が少なく、一般的には導入までの準備に時間がかかり、また、手続に係る事務等も煩雑になるといわれております。

次に、指定管理者制度との違いについてでございますが、PFIと指定管理者制度の違い、こちらはどちらも民間の手法を使って、より効率的、効果的に施設の管理運営などを行っていく手法であります。指定管理者制度は、公共が整備した公の施設の管理運営について、公共が選定、指定した法人、その他の団体に行わせるものであるの対しまして、PFIは、公共が計画した公共施設を民間の資金や経営能力、技術力を活用して建設し、その管理運営についても民間事業者が行っていく考えに立つものであります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） 今お聞きしますと、このPFIというものは、もうほとんど、施設の建物を建てることから、それが終わって運営ないし経営をする、そこまで全部民間に委ねるというような、そういうふうに分かれましたけれども、私どもの国民の税金、市民の税金がそれに使われると。使われたけれども、その結果が見えるのか見えないのか、ちょっと今の説明ではよくわかりませんでした。その我々の税金がどうなるのか、そこら辺ちょっと説明してください。

○委員長（谷口隆徳君） 中峰企画課長。

○企画課長（中峰寿彰君） 今、主幹のほうからPFIについての基本的な考え方ということで御説明させていただきました。このPFI事業導入に当たっては、計画当初から、これは施設、建物に限らずいろんな公共施設に関して適用の可能性はあるわけですが、そんな中で、1つには民間の資本でまずその施設整備を行うと。その後、例えば小池委員のお話にありました建物ということであれば、そこが公共として必要なものということでの計画になりますから、そういった中ではその建物のスペースを今後行政が借りていく、家賃的に支払いをしていくというような方法も1つでありまして、そういった意味では、公共の費用、いわゆる市民の皆さんなりからお預かりをしている税金というのはそういった形でそこに充てられていくというような形になってまいるのが基本、それ以外の方法もありますが、まず基本的にはそういう流れが大きくなります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） いろんな情報によりますと、日本では1999年にこのPFIの法律が施行されて、今日までおよそ400件を超える事業が公表され、4兆円以上の金額が動いているというふうになっているんですけれども、それで、昨年、安倍政権はPPP・PFIの活用を拡大すると。拡大を成長戦略に盛り込むというふうに発表しておりますが、またこれも新聞報道など

によるものですが、成長戦略でこれからの10年で12兆円の事業を広げると。今まで4兆円以上ぐらいたったものが、12兆円の事業に広げて事業を拡大して経済を活性化する、日本経済を元気にするんだというような発表をしておりますが、皆さん方にご承知と思っておりますけれども、本州のほうではもう既にこの取り組みはどんどんとやっけていて、これからもやるという自治体がたくさんあるんですが、破綻しているところもあるというのは聞いております。

例えば、高知県の高知医療センターはわずか5年で契約を解除してしまった、破綻したと。あるいは近江八幡市総合医療センター、あるいは福岡市の温浴施設でも運営が破綻している。あるいは官と民との癒着が結構指摘されていると。そういうことでうまくいかなかったと。あるいはまた、地方自治体ではこれは必要ない、そういう声もあるといわれていますが、これまでのこういったような破綻の事例なども見て、どのように受けとめているかお聞かせください。

○委員長（谷口隆徳君） 佐藤主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） まず、P F I 事業の取り組み状況では、平成25年3月末現在の公表されている件数では全国で418件、うち北海道では16件ということで、取り組み事例はまだ少ないような状況になっております。

小池委員お話しのようにP F I 事業に取り組んで破綻したケースもあるようですが、こういった施設についても、当然、当初の事業計画に基づいて管理運営を行ってきていると思われませんが、なぜ計画どおりに進めることができなかつたのか、また、そのような状況に陥つた原因はどのようなことなのかなどを今後調査し、状況を十分踏まえながら、本市に合つたこの手法について、市内の関係団体等との連携のもとに慎重に調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） それで、更にこのP F I の法律が改定されて、施設の建設だけでなくて運営も民間ができるようになったということなんですけれども、水道だとか道路だとか学校や病院、そういったインフラ的なものも民間がこの手法でできるようになったということですね。ですけれども、私は、基本的に民間事業というのは効率と利益を求めるのが民間事業だというふうに私は思っているんです。だから、官の部分、公共の部分は時としてその利益を度外視してもやらなければならないという部分があるという、そういう責任があるというふうに私は考えておりますが、このように建物を建てるところから運営、経営までを民間に任せていいものかどうかというところが非常に心配と疑問があるんですが、慎重にこれから研究、検討していくと今おっしゃいましたけれども、余りにも課題がこの場合は多過ぎると思うんですが、いかがですか。どうなんですか、勉強して研究していろいろ調査すれば何とかやりきれんというふうな、そんなようなものなんですか。お聞きします。

○委員長（谷口隆徳君） 佐藤主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） このPFIの導入に当たりましては、国のPFI方針に基づきまして、公共性の原則や民間経営資金活用の原則のほか、効率性、公平性、透明性の5つの原則や客観主義、契約主義、独立主義の3つの主義の基本理念のもとに実施しなければならないというふうになっております。これらの原則、主義を十分見きわめながら調査研究を今後進めていくものでありまして、運営等をそちらのほうに任せきりにするというようなものではないというふうに認識をしております。

今後、調査研究を進める中では、具体的な事業の検討を行う段階において、サービスの低下につながるような場合は当然導入するようにはならないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） 今回、予算に調査研究の予算を計上しているんですが、では、本市の場合の目的は一体何なんですか、それを聞きたいんですが。こういうことをしたいから今から調査研究するんだということだと思んですが、例えば病院を新たに建てるんだと、だからそれに向けて調査研究していくんだとか、そういうような目的があつての予算計上ではないかと思うんですが、どうなんですか。

○委員長（谷口隆徳君） 中峰課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今、小池委員のほうから目的についてのお話もありましたが、先ほどのお話の中でも、1つには、民間は利益が出てこない、それは利益追求なのでそのところで問題はないのかということもありましたが、基本的にそのPFI等々含めて、現状の行政での従前のやり方、これとPFIを導入したときに、比較して例えばコストが大幅に縮減できる、あるいは市民サービスが向上するという前提がまず担保されない限り、そのところが出てこない限り、これは何でもかんでも入れるということにはならないものだというふうに思っています。

そういった中で、先ほど主幹から申し上げました全国的にも全道的にも事例が少ないという状況もありますから、そういった中ではお話のように破綻した例もあれば、一方ではうまくいっている例も中にはあるというふうにお聞きをしています。そういった状況ですので、今回は幅広くいろんな分野が現状全国で取り組まれているということ踏まえながら、まずはどういった課題があつて、では、どのようなものであれば効果が出てくるのか、そういったことをまずは研究していきたいという考えのもとにいます。

そういった意味で、具体的にこれをとということでの予定している、あるいは決定しているようなものは、ましてやそういった決定したものというのは一切ないわけですがけれども、例えば今後検討していく1つの事例としては、現在取り組んでおります駅前の再整備みたいなものもそうかもしれませんし、更には庁舎、これも全国的にも庁舎をそういったふうに行っている例もありますので、そういったものについては1つの事例として、検討材料の1つとして考えていくというようなことで、まずはいろんな団体等々も含めまして一緒に調査研究をしていき

いというこで考えています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） これは私の考えなんですけれども、東京みたいな大都市ならいざ知らず、士別市で果たしてこういった方式を取り入れるというのは必要なのかどうかということも考えます。基本的に、そういう場合は地元の企業最優先ということになると思うんですが、果たしてそのノウハウを持った地元の企業が確保できるのかどうかという、そこら辺から非常に課題は多過ぎると私は思うんです。

ここに福岡市の取り組みというのが、大きな課題として、福岡市は本格的に自分のところの財政を分析して、きめ細かくいろんな事例から対象事業からを出して考えたものがあるんですけども、ここで福岡市の場合は、先ほどの破綻した温浴施設を抱えておるんです。この温浴施設もやっていますし、病院の整備事業もやっていますし、給食センターは整備も運営もやっているというような、いろいろ大きいまちですからやってきたんですけども、そこでこの反省として3つほど挙げているんです。非常に勉強になると思います。

1つは、検討すべき事業手法や選定基準が未整備である。2つは、全庁的な検討体制が未整備である。3つは、多くの地場企業がPPPについては未経験であり、ノウハウが乏しいなどの課題が指摘されているということで、こんなに何年も、もう平成17年ごろからやり始めているこのまちでさえも、やってみたらこんなふうなことが反省の課題として出てきたというふうには、自分自身でこれは反省して出しているんですけども。私は、調査研究やるなどとは言いませんけれども、PFIは余り賛成できません。こういう調査研究をするエネルギーをもっとほかに振りかえていただきたいなと思います。

それで、この項目の最後の質問ですけれど、昨年の予算委員会で、私は指定管理についての運用ガイドライン、これをつくるように求めました。菅原議員もその後どうなのかとお聞きしていますが、まだその時点でははっきりとつくりましたという元気な答弁はなかったような気がします。それで、今、再度お聞きしますが、どうなんでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、PFIにつきましては、今までお話あったように、まず1つ大きな目的としては、効率的な行財政運営という点での、行財政改革を含めてですね、そういった資金調達の部分等々で健全な財政を維持する一つの手法、それから、質の高いサービスを提供するという目的が大きく挙げられるところであります。そんな中で、昨年度来、市内の団体、例えば商工会議所ですとか建設協会等々含めまして、このPFIについて将来的な課題ということも含めながら、ぜひ一緒になって検討したいというような要請もありまして、今回、市長のマニフェストの中にも位置づけられていますし、26年度予算の中では市民パートナー事業ということでの取り扱いにさせていただきました。

それで、小池委員のほうからお話があったように、反省すべき点として、検討すべき手法、基準が明確になっていない、それから、全庁的な体制も十分でない、それから、地場産業、地場企業、これらが未経験でノウハウもないというような御指摘もありましたけれども、そういったことも含めて、建設協会、あるいは商工会議所等々と一緒になって、このPFIについての事業をまず勉強しよう。

その中で、仮に今後PFIを使った場合のほうが効率的な事業が推進できるというようなものが出てきた場合には、具体的にその導入に向けた検討をすべきだというふうに思いますし、特にPFIの中では費用対効果ということについて重視されていますので、その費用対効果が見込めないというような事態等々があれば、これはPFIを導入するのは無理だろうというふうに考えているところです。

とりあえず、今年については、この団体等と一緒に、まず共通理解に立ちたいということに勉強していきたいというふうに思っています。

それから、指定管理のガイドラインについてですけれども、御指摘いただいたときにお答えしたとおり作成をいたしまして、今年度中にはその案をお示しできるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） 次に、公共料金への消費税の転嫁についてお聞きいたします。

まず、この質問に入る前に、初めに、さきの私の一般質問への冒頭の御答弁で、このようにお答えになっているんです。現在の社会保障は、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心となっておりと、こういうふうにお答えになっていますが、これは本当に市長の本心なのかどうか。

こういう認識では高齢者は浮かばれないと思うんです。まるで高齢者が社会保障の給付を受け取るだけで、現役世代に負担を押しつけている張本人というような、そういう存在のように聞こえました。私も高齢者に入っていますけれども、我々は若い時代がありまして、自分たちの将来のために税金を納めてきたし、我々より上の世代の方々を支えるために一生懸命働いてきたと。今、社会保障制度が揺らいでいるということで、高齢者が給付を受けるだけという、そういう言い方というのはどうなのかなというふうに私は非常に疑問なので、再度市長の認識をお聞きしておきます。

○委員長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 小池委員の質問にお答えいたします。

一般質問で2014年度予算にかかわった市民生活の実態というところで御質問ございまして、ただいまの小池委員お話しのとおり、答弁としては、現在の社会保障は、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心となっておりと、こういう答弁を申し上げます。私は、別段、高齢者は給付だけで全くの負担もないとか、そういったことを申し上げているわけでは全くござい

せん。現状の給付と負担ということと言うならば、こういう中心という言葉を使ってそういう捉え方ができるのではないかということでも申し上げているところであります。

これは、今、国の示している人口推計だとか現在の社会経済状況の推計からいっても、これは推計として示しているんですが、例えば1965年であれば胴上げ型ということで、例えばですよ、65歳以上の方1人に対して20歳から64歳の方が9.1人でした。2012年、2年前でありますと騎馬戦型ということで、65歳以上の方1人に対して20歳から64歳の方は2.4人あります。これが2050年になりますと65歳以上の方1人に対して20歳から64歳の方は1.2人あります。大きく変化する社会経済情勢ということで、こういう資料が出ているわけです。

私は、市政執行方針でも申し上げてまいりましたとおり、この地域をやっぱり築いてきていただいた方は先輩の皆さん方です。ですから、そういった方々に敬意を表しながら、現在を生きる私たちはしっかりとした地域を継承していかなければならない、子供たちのために。そういうことをこの市政執行方針の結びでも言わせていただいていますし、なおかつ私の気持ちとしては健康長寿をしっかりとしていくんだということで、今日までも市長に就任をさせていただいてから、やはりお一人でお住まいの方がどういう実態にいらっしゃるかどうかと、そういった意味で地域担当職員制度なんか配置をしながら一戸一戸歩かせていただいて、その実態を積み上げながら、自治会なり、あるいは民生・児童委員の皆様方、社会福祉協議会、一緒になって地域を支える事業を行おうではないかという活動なんか進めさせていただいていますので、たまたま答弁は、こういう現状の中でということで、その言葉にしていっただけであって、先輩の皆さん方については私はしっかりと敬意を表しながら市政執行しているという、そういう考えでございますので、この点については御理解願いたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） わかりました。市長の高齢者に対する尊敬の念というものは十分理解できましたので、これは私の誤解でした。

それでは、次に、消費税の増税の問題なんですけれども、消費税が4月からいよいよ、もうすぐですね、8%へ税率が引き上がるということですが、これも皆さん方は十分御承知とは思いますが、消費税が片一方では引き上げられ、片一方では法人の税率が10%引き下げられたり、復興の特別法人税が廃止されたりとか、大型公共事業、軍事費増強、そういったものがどんどん増えてきているという、こういう国家予算になっております。

それで、これは大和総研というところの試算なんですけど、消費税が8%になると個人の家計はどのような影響を受けるかということで、いろんところでこういう試算は出しておりますが、これは例の1つだと思いますが、75歳以上のひとり暮らしの世帯、年収が年金ですが180万円、消費税は増税で8万3,300円の負担増、これは年間です。あるいは、これはなぜかこの8万3,300円の内訳は、消費税はもちろんです、年金が減るんですね、年金も減ります。消費税増税だけで8万3,300円です、見間違いました。そして、年金が減額されて4万5,000円、医療費、介護保険料が増えて8,600円、その他合わせると年額13万8,000円の負担増というふうに試

算しているんです。これは大和総研というところです。

一般質問でも述べさせていただきましたが、私どもが行った市民アンケートでも、消費税の増税とか医療費とか物価の値上がりで、とても暮らしが不安だという声はたくさん寄せられています。

そこで、この消費税の増税、あるいは社会保障の負担増、これはもうはっきりと市民生活に大きな大きな影響を与えていると、そういうふうに認識されているのかどうかお聞きをしておきます。

○委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

先ほど市長のお話にもありましたけれども、これから社会保障制度を維持していくということになりますと、少子高齢化という波の中で、これからの若い人たちの負担というのは極めて大きなものになってくるというふうに予測がされています。そんな中で、将来にわたって持続的で安定的なこういう制度を確立していくということ、更には財政の健全化という面も含めて、こういったことをやっていくということは今求められている課題なのかなというふうには考えています。

いわゆる安定した日本の社会がずっと繁栄するように、あるいは持続可能な社会保障制度が維持できるような意味を込めて、今回のこの消費税の増税だというふうに認識をいたしています。ただ、この消費税の増税によって大きな市民生活への影響というのはあるものというふうに考えています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） そうなんです。影響は物すごく士別市民にも大きく影響があるんです。負担増がのしかかっているんです。

それで、26年度予算に臨時福祉給付金8,638万円が計上されておりますが、これはもう御存じのように、消費税が増税されるから、それで所得の低い人たちは大変だろうと、負担が大きいだろうということで、負担の軽減策ということで、一般的には簡素な給付措置というような、そんな名前がたしかついていたと思いますけれども、臨時福祉給付金というものです。

これについてお聞きしますが、まず、この給付金の趣旨及び金額、それから、1年だけの支給とは聞いていますが、そこら辺のところどうなのか。あるいは、士別市内の給付の対象者については、その条件というのはどういう条件ならこの給付を受けられるのか。対象人数、そして、この給付額というのは全部で幾らなのか。1万円と1万5,000円の対象者がいるということですので、それぞれ分けて今言ったことにお答えいただきたいことと、支給の時期も聞きます。士別市の場合は、支給の時期、どんな方法で支給するのか、周知はどうするのか、そこら辺までお答えください。

○委員長（谷口隆徳君） 佐藤福祉課主査。

○福祉課主査（佐藤千緒君） お答えいたします。

臨時福祉給付金の関係ですが、御質問のありました、まず趣旨ですが、臨時福祉給付金は平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、その負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として給付措置されるものでございます。

続きまして、1年間だけかというふうな御質問でございますが、消費税が8%に引き上げられることに伴う暫定的、臨時的な措置ということでございまして、更に消費税10%になった段階では、生活必需品の税率を低くする軽減税率の導入を検討されているということのため、今年度だけの措置ということで認識しております。

続きまして、支給対象条件でございますが、平成26年1月1日において住民基本台帳に記載されている者でありまして平成26年度の市町村民税が課税されていない方々を対象とされております。その中で、市町村民税が非課税の方でありましても、その方を扶養している方が課税されている場合、また、生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外というふうにさせていただきます。

対象者の数と支給金額についてでございますが、まず、対象者1人については1万円、また更に、対象者の中で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されているような方々に関しましては5,000円を加算するというふうなことになってございます。対象人数といたしまして、1万円の給付措置というふうなことでは2,500人、1万5,000円を加算を加えた方の対象人数として3,500人、合計で6,000名というふうなことで予算措置をさせていただいております。1万円の2,500名では2,500万円、1万5,000円の3,500人では5,250万円、合計で7,750万円というふうなことで予算措置をさせていただいております。

私からは以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 川原福祉課主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） 私のほうから、支給時期、周知方法についてお答えいたします。

支給時期につきましては、現段階では26年度分の市民税に係る所得情報把握が必要なこと、更に、混乱を避けるため、市民税を確定し納付通知する6月下旬以降を予定しております。

周知方法につきましては、国の対応としては、5月ごろから特設ホームページの開設、コールセンターの設置、リーフレット、ポスターの作成・配布、6月ごろからメディア等の媒体活用でテレビCM、新聞広告、インターネット広告が予定されています。士別市といたしましては、国の広報に合わせて、広報しべつ、ポスター等により周知をしていく予定ですが、申請・受給漏れのないよう周知していく考えです。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） それで、今回、士別市は公共施設等の使用料等々、病院の診断料とか、診断料でないね、いろいろな診断を書くのは何でしたっけ。ちょっと言葉を忘れまして。そうい

ったものに消費税をかけるということで、また、この後、提案される予定ですけれども。

そこで、もし転嫁した場合の歳入と歳出との関係ですね、金額的なもの、そこをちょっと確認したいんです。影響額といいますか、それぞれ一般会計、特別会計、企業会計、それぞれ総額でよろしいんですけれども、結局、増税してどれほどの歳入になって、それから、増税して歳出ではこんなに負担が出てしまうよというところが見えるように、ちょっと簡潔にお知らせいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

5%から8%に税率を改正した場合の影響額でございますが、まず、歳入から申し上げますと、一般会計におきましては約50万円程度、それから特別会計におきましては330万円ほど、それから、企業会計につきましては約1,000万円ほどの影響があると見込んでおります。また、歳出につきましては、一般会計については1億9,000万円程度、それから特別会計につきましては約2,300万円程度、それから企業会計につきましては5,500万円程度の影響があるものと試算しております。合計いたしまして、歳入については約1,400万円程度、歳出につきましては2億6,800万円程度と推計しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） それで、今回提案されるのは24の条例と11の規則改正、それが出てきておりますけれども、まず、この税率改定の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

過去、消費税の導入時でありました平成4年度、それから平成9年度の3%から5%の改正におきましては、当時、市民負担の軽減を考慮し、公共施設使用料等につきましては営利営業行為に限定する。それから、消費税の納税義務が生ずる特別会計の使用料等について消費税を転嫁するという考え方に立っておりました。

今回、平成26年度の改正におきましても、この考え方を引き続き持ちまして、同様に、まず営利営業行為に関するもの、それから施設の状況や手数料の内容が民間事業者と競合するもの、そして、特別会計に関するものを対象としたところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） 1つ聞きますけれども、今、営利営業行為ということで、文化センター、勤労者センター、あさひサンライズ、あるいは総合体育館などの利用料は増税の対象となっておりますけれども、それで、営利営業行為に限定するというふうなお答えでしたけれども、具体的に営利営業、どこまでの範囲をそういうふうにするのかをちょっとはっきりさせていただきたいと思うんです。市民が主催してチケットを売ってというような事業なんかはたくさんあり

ますけれども、そこら辺のところもちよつと説明していただきたい。

○委員長（谷口隆徳君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、営利営業の考え方でございますが、こちらにつきましては民間事業者が利益を得るために行うものということで考えておまして、例えば、展示販売、コンサートの興行については課税でございます。

一方、条例規則で定めているもの、また、市が例えば文化振興施策ですとか、そういったものを事業として招聘した中で、入場料を廉価で提供することによって市民サービスに供するものにつきましては、入場料を取っていても営利営業とみなさないようなことで考えております。例えば文化営業活動に関するもの、市内の吹奏楽団や学校の吹奏楽部等の定期演奏会ですとか、それから市における、今年度におきまして実施いたしましたまちに元気をシネマ事業とか、そういった事業については非課税ということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） そこで問題なのは、今回の消費税転嫁で企業会計の上下水道料金、これが増税になっている。8%ということで、今まで5%加わっていたのに更に3%加えるというふうな、そういうふうになっているんですけれども、考え方として、今まで3%、5%のときもそうしてきたからということで、それに倣って今度8%も転嫁するんだというふうな基本的な考え方は今お聞きしましたけれども、水道料金というのは、これは電気やガス、あるいは灯油もそうだと思うんですが、生活必需品なんですよ。どうしても生きていく上ではなくてはならない公共サービスだと思うんです。

市民の暮らしは大変だということは認識されておられると御答弁ありましたけれど、この消費税がいろんな物価に加わって増税になり、今度6月から復興特別税というのが住民税に上乘せされるということです。それから、学校給食費も転嫁されちゃって上がるということになっていますし、電気料も北電は再値上げするというようなことを言っていますよね。そうしたら、そこに更にこの上下水道料3%また上げるといったら、これは公共料金の引き上げそのものと私は思うんです。

市民の生活を皆さん方はどれほどおわかりかはわかりませんが、私の周囲の方々の中には、プロパンガスの基本料金が高いと。そんなにプロパンガス使わないんだけど、基本料金がとても高いのでそれが大変だということで、カセットボンベを買って、それで煮炊きをする。それで十分間に合うよというような知恵を絞っている市民の方々もたくさんいらっしゃいます。いろんな部分で知恵を絞って、電気を使わないように、灯油を使わないように、そういう生活をされているんです。まずお聞きしますが、こういった市民生活の実情を本当に考え、考慮した上の上下水道の税率転嫁なのかどうかをお聞きします。

○委員長（谷口隆徳君） 大杉上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 今の小池委員さんの御質問にお答えいたします。

実質的料金改定ではないかという御質問でありますけれども、水道の部分でいきますと、税抜き価格は改定はいたしません。消費税の増税分の3%のみの改定ということになります。料金表でありますけれども、一般の家事用料金であります、水道料金では1,350円が基本料金となっております。税抜き価格としては1,286円、税額が64円、これは5%のときです。それから消費税が8%になったときには1,388円が8トンの基本料金となっております。その消費税8%分は102円となっております。税抜き価格につきましては1,286円となっております。これは5%のときと基本料金の税抜き価格は同じとなっております。

下水道も同様に基本料金8トンで1,186円、これが基本料金であります、8%のときには1,220円となっております。差額が34円というふうになります。税で言えば5%のときが56円、8%のときが90円というふうになっております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） 私としては、ここの部分は全然手をつけてほしくないような感じなんです、それもまたなかなか財政的には難しいことだということも承知はしておるんですが、そこで、低所得者救済ということで上下水道の減免ということを実施していますよね、土別市は。その部分についてちょっとお聞きしますが、まず、この減免の対象の条件、どういう人が減免されるのかということと今現在の助成されている世帯数、それから、その減免の内容ですね、金額的なことも含めて教えていただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 大杉主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 今の御質問にお答えいたします。

上下水道料金の軽減の対象とする世帯は、水道用途で言いますと家事用の区分で適用されている世帯であります。

減免の区分と内容でありますけれども、5項目に分かれております。

1つ目、生活保護世帯、これは生活保護法の適用を受け、保健福祉部に備える保護台帳に登録されている世帯の方です。2番目としまして重度心身障害者世帯、重度心身障害者のいる世帯のうち、市民税が非課税または均等割課税のみされている世帯です。3番目として母子世帯、母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する女子で、20歳未満の児童または学生を扶養し、保健福祉部に備える母子世帯台帳または児童福祉手当支給台帳に登録されている世帯のうち、市民税が非課税または均等割のみ課税されている母子世帯となっております。4番目といたしまして老人世帯、70歳以上の者のいる老人世帯というふうになっておりますが、このうち市民税が非課税の世帯というふうになっております。次に、5番目でありますけれども、低所得者世帯のうち市民税が非課税の世帯というふうになっております。この5つの区分の方、それから今の条件が満たされていれば軽減の対象となります。

それから、軽減対象者世帯数についてでありますけれども、26年2月現在の今申し上げまし

た5項目の区分の方々の世帯数を申し上げます。まず最初に……

(「総数でいいです」の声あり)

○上下水道課主幹(大杉育功君) 総数でよろしいですか。

それでは、合計では水道で1,162世帯、それから下水道では1,105世帯というふうになっております。

それから、軽減の金額ということでありましたので、これは実質的な額ということで水道料金のほうから申し上げます。

平成24年度実績では水道では675万494円、これが軽減額です。それから平成26年度予算でありますけれども、これは670万7,000円の予定です。それから、下水道使用料でありますけれども、24年度実績では844万3,946円、それから平成26年度予算でありますけれども、812万2,693円の予算となっております。これら両方、24年度分の上下水道合わせますと1,519万4,440円、平成26年度の水道、下水道合わせますと1,482万9,693円というふうなことでございます。

以上です。

○委員長(谷口隆徳君) 小池委員。

○委員(小池浩美君) 26年度の金額が大きく減っていますけれども、これは対象世帯ががっくり減ったとかそういうことなんですか。ちょっと教えてください。

○委員長(谷口隆徳君) 大杉主幹。

○上下水道課主幹(大杉育功君) 平成24年度から、今、26年2月の調査の段階で老人世帯が40件ほど減ってきております。予算的にこれから少し抑えて見ておりますので、これから施設に入所される方等々があつて減ることも予想されますので、その辺を見ております。

○委員長(谷口隆徳君) 小池委員。

○委員(小池浩美君) この軽減の金額もそれほど大きな金額ではないと思います。それで、ぜひとも、今回、この低所得者のための上下水道の減免額には3%上乘せしないようにぜひ求めたい、今の現行の料金でお願いしたいと、そういうふうに求めておきます。

また、もう1つ、もっとこの軽減世帯の間口を広げるような、対象者をもうちょっとたくさん受け入れられるような、そういう条件を改定してはどうかと、工夫してですね。そこら辺のところ、福祉灯油のように条件整備をして、なんぼかの世帯でも受け入れられるような、そういうような施策をぜひとっていただきたいと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか、お聞きします。

○委員長(谷口隆徳君) 西野建設水道部次長。

○建設水道部次長(西野英二君) ただいま、現行料金で実施をして、それと間口を広げたらとの御質問がありました。

最初に、上下水道の減免額について、現行料金で実施をということでもありますけれども、現在、低所得者の方がどのぐらい負担増となるのか、平成24年度の減免対象世帯1,213世帯ですか、これのまず使用水量の調査を行いました。このうち基本水量の8立米以下が842世帯、全

体の約70%、残りの371世帯が8立米以上ということの状況であります。これを見ますと圧倒的に基本水量以下の世帯が多いということであります。この場合、負担増は幾らになるのかということで試算をしますと、軽減対象世帯の多くは8立米以下ということで、まず、水道料金では基本料金が8立米ですから、その分の増額分ということで27円、下水道使用料が19円ということで、1カ月で約46円増加をいたします。これを年換算しますと1年間で552円の負担増となる状況にあります。

そこで、上下水道料金の消費税転嫁に対する基本的な考え方でありますけれども、1つには、低所得者の方々への負担は増えるところでありますけれども、あくまでも今回は消費税増税の、福祉目的のための増税であるということで、税負担の公平性の観点から消費税増税分を負担転嫁をしたいと。

次に、低所得者の方には負担軽減のため平成8年4月から軽減料金を実は適用しております。この導入されたときの軽減率につきましては、基本料金につきましては通常料金の70%、超過料金については通常料金の90%ということで軽減料金を設定して現在まできている状況であります。

3点目に、低所得者の方には転嫁しないとすると、当然その分について税金等で負担が増えるという状況でありますから、これらのことを鑑みまして、上下水道料金につきましても消費税を転嫁したいという考えであります。

それと、もう1点、間口を広げるということであります。これにつきまして、道北の主な6市、名寄、深川、旭川、留萌、稚内、富良野市に減免制度について調査を行いました。この中で制度があるのが深川、旭川、稚内、富良野の4市、減免制度がないのが名寄、留萌ということで、これは財源確保などについてつらい状況だということで話を聞いております。

それで、この調査内容からしますと、1つは、軽減制度もない市町村があるという中で士別市は平成8年から制度を導入していると。それと、士別市は他市と比較して軽減率は低いんですけども、そもそもの水道の通常料金が安いということから軽減料金が安くなっている状況であります。これで、この軽減がある深川、旭川、稚内、富良野と士別を考えてみますと、一番安いのが富良野、士別であります。これにつきましては、士別市の場合は軽減料金につきましては基本で896円、富良野が836円ということで富良野が一番安いんですけども、旭川を参考に申し上げますと、旭川は1,020円、稚内が1,000円、深川が1,102円という状況になっております。

それと、今回の消費税増税に伴って、この軽減料金に対しても消費税を転嫁するのか、それも確認をしてみました。それによりますと、旭川市の場合は減免のみ転嫁をしないということであります。そのほか稚内、深川、富良野につきましては転嫁するという調査結果であります。

以上であります。

○委員長（谷口隆徳君） 小池委員。

○委員（小池浩美君） いろいろと軽減をしないという理由が述べられましたけれども、こういう

のは、もともと基本が安いんだよというようなこととか、隣と比べていいじゃないかというようなそういうような理由で、それは余り理由にならないような気がします。本当に市民生活のところをきっちり見ているのかどうかということです。

士別市長は、この間の国忠議員の北電値上げのときの御答弁でも、ライフラインの電気料金は市民生活に大きく影響する重要な問題だから、安易な値上げは到底受け入れられないと考えているというふうな御答弁もありましたので、今回こうとしても、また来年10月に10%に値上げになります。消費税がなるということです。ぜひそのことも含めて市民の生活をしっかりと守っていただく姿勢を貫いていただきたいと強く求めて私の質問を終わります。

○委員長（谷口隆徳君） ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時02分休憩）

（午後 1時30分再開）

○委員長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） 通告に従いまして総括質問を行いたいと思います。

たくさん通告いたしましたので、テンポよくやらせていただきたいと思います。

初めに、市立病院の経営に関する質問をさせていただきたいと思います。

まず、25年度の収支不足についてお尋ねをしたいと思います。

さきの一般質問の中で、谷口議員の一般質問の答弁の中で4億5,000万円を超える新たな収支不足が発生するとお聞きいたしました。その内訳をお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤市立病院総務課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えをいたします。

一般会計からの病院事業会計に対します繰入金につきましては、当初予算で8億9,830万円を予算計上していたところですが、病院経営の収支状況がよくないということで、今議会の最終日に提案予定であります、補正額といたしまして4億8,000万円の追加を予定しているところでございます。

内訳といたしましては、公立病院特例債の繰上償還に係る分が2億円、退職手当組合追加負担金に係りますものが1億円、そのほか実質的な収支不足に係る分が1億8,000万円ということで、合計で4億8,000万円の追加を予定しているところでございます。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今、公立病院の特例債の繰上償還に2億円というお話でしたが、これは公立病院特例債、平成20年度に限って国が認めた財政支援策ということで、返済期間が7年以内ということで、自治体の財政健全化法の一つであります連結実質赤字比率に含まれる

不良債務を実質上減らすという効果があるということなどで論議されたということだと思えますが、これは今年度末で繰上償還をするその理由と償還後の残高をお示しいただきたいと思えます。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤総務課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 公立病院特例債につきましては、委員おっしゃったとおり平成20年度に7億円の借入れを行っております。特例債の償還期間といたしましては7年間ということになってございますが、特例債の発行に当たりまして、財政健全化法上5年間で資金不足を解消することが条件というようなことになっておりまして、最低でも25年度末に残り償還相当額の2億円の現金があるようにしておかなければならないという状況になってございます。

この年度末を迎えまして、病院の収益だけでは賄えないというような状況から、一般会計からの繰り入れで対応しなければならないという状況になったところでございます。年度末に現金でその2億円を所有するよりも、全額繰上償還したほうが後年度の利息負担等々も考えまして有利であるというようなことから繰上償還をしたいというふうに考えているところでございまして、この繰上償還に伴いまして、平成26年度、27年度の償還がなくなり、残高はゼロということになります。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、いわゆる5年間で償還するという今の御説明でしたけれども、これ、年度当初、ちょうど1年前の時期にこの繰上償還が必要だということが認識されていたのか、いなかったのか。されていたとすれば当初予算化ということも含めて検討されるべきだったと思うんですが、この時期において、最終日に提案予定ということではありますが、補正をするという形に至った経緯をお知らせいただきたいと思えます。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 特例債の発行に当たりましては、借入れ後の5年間で病院の収支を改善し、償還に備えなければならないというところで、本年度におきましても、当初、病院の収支状況を改善し、最終的に2億円の確保を目指したところではありますが、また、単に財源を当初から繰入金に求めるためには一般会計の財政状況等もございまして、そういった意味で、当初予算には計上せず、年度末の状況を見ての計上となったところでございます。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 2億円を繰上償還できるように25年度の収支の改善を目指したという答弁なんでしょうけれども、結果的にはこうなったということですが、もう1点お聞きしますけれども、退職手当組合に当病院は加入しているわけですが、この退職手当の追加負担金が1億円ということですが、この大きくなった理由はどのようなことでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 退職手当組合の追加負担金につきましては、定年退職

者を想定した中で一定率で負担をする事前納付金と3年間の間の退職者実績によります差額を負担する形になっております。

そこで、平成22年度から24年度の3年間の退職者が49名、内訳といたしましては、定年退職者が9名、残り、中途退職者が40名ということで、事前納付金で賄えるような予定ではありましたが、中途退職が増えたためによりまして退職手当追加負担金が1億円という形で発生したという状況になっております。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう1点お聞きしますけれども、率直に、1億5,000万円と言われていたのが、きょう聞きますと1億8,000万円の新たな収支不足というのが予想されるということですが、この新たな収支不足の最大の要因というのはどのように分析されているのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 病院の収支不足につきましては、基本的には入院患者数が少ないというのが一番の大きな要因というふうに捉えております。循環器内科の入院治療が平成24年8月から開始されております。それに伴いまして循環器内科の患者さんは増えているという状況にはありますが、当初見込んでおります入院患者数でいきますと、1日平均125人で見込んでおるところが、1月末の状況ではありますが1日平均110.5人ということで、見込みに対しましては1日平均14.5人少ないというような状況、それから、外来患者数につきましても、1日平均582人ということで見込んでおりますが、1月末の状況でいきますと1日平均が531.9人ということで、50.1人ほど少ないという状況になってございます。

また、病床数、今現在3病棟144床ということで運用しておりますが、それに見合う看護師の確保は図れたところではありますが、それに応じた患者数になっていないということが最大の要因というふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今の御答弁で、収入の大きな柱が1つは入院ということですが、入院患者が少ないというのは、市民の方がそれだけ健康で、入院される状況が多くなかったということで、ある面喜ばしいということも言えるわけですが、逆にですね、ほかの病院に移っているんじゃないかという懸念も聞かれるわけですが、この収入の大きな柱であります入院が減っているということに関しまして、他の病院に流れているのか流れていないのか、その辺の分析はどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 私どもで調べられる範疇といたしますと、国民健康保険のデータというのがございます。そんな中で月額10万円を超えるようなレセプトに関して調査しております。平成24年と25年の比較ということになります。そういったデータを見る中では、旭川市内の病院の入院費が増えているという傾向が見られております。ただ、そうい

った入院の病名等を見ますと、脳疾患ですとか呼吸器疾患、血管系の疾患など、市立病院では対応できないといえますか、診られない診療科目の患者の状況があることなどから、そういった意味で、全体的に見て他の病院に流れているような状況にはないというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今の国保のデータは士別市国保だと思うんですけども、これは一部のデータしか当然集約できないと思うんですけども、可能な限り、データをとられる、とられないというのは別にしましても、今後、改革プランをつくっていくわけですから、さまざまな可能なデータをぜひ活用して、患者動向を今後もう少し細かく調べていく必要があると思うんですが、その辺に対する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 先ほど申しあげました手近で入る資料といたしましては国保のデータということになります。今回調査しましたのが月額100万円以上ということで、入院期間30日程度の患者さんという情報になりますので、今後に当たりましては、月額30万円以上のようなレセプト点数の患者さんに枠を広げて調査範囲を広げる、あるいは名寄市立総合病院など、協力を得られるものであれば、そういった病院の患者情報も確認する中で、地域の医療動向、それから患者動向を把握した中で改革プランの策定に当たっていききたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、データのお話がありましたけれども、亜急性期病床のことにちょっと触れたいと思うんですけども、これは急性期治療を経過した患者さんなどに、在宅復帰支援のために、効率的かつ密度の高い医療を一定の期間、最高60日間提供する病床ということで、一般の病床、平均在院日数の算定から除外されるということで、当病院の10対1の看護体制では、在院日数が21日以内の確保ということでも非常に有効だということで、昨年12月からこの亜急性期病床を設けてきました。今後これがちょっと変わるようですが、まずは、この12月から設けていましたが、その入院の状況についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 昨年12月から亜急性期病床を設けているわけでありませんが、4室16床で運用しております。平均しますと1日当たり10名から11名の患者さんが入院しているという状況にありまして、急性期を過ぎました回復期のリハビリを中心とした患者さんが入院しているという状況になってございます。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、現在まで、12月からということで、まだそんなに月日がたっていないんですけども、これを設けたことによって収支上のメリットがあったのか、なかったの

かについてお答えいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 亜急性期病床につきましては、医療費につきましては包括算定という形で、一般病床につきましては出来高算定ということで違いがございまして、一般病床におけます入院基本料に対しまして、亜急性期病床は1病床1日当たり6,000円程度高い入院料の設定とはなっております。

そこで、これまで入院された患者さんのデータを幾つかピックアップして取りましたところ、1人当たり大体月額でいきますと約7万円程度の収益増になったところがございますので、これを単純に年間換算いたしますと700から800万円程度の収益増ということが推計されるかなというふうに考えておりますし、先ほど委員おっしゃったとおり、10対1看護基準、これの在院日数の21日というところの問題でいきますと、亜急性期病床、60日以内の算定期間に限り一般病床の在院日数から除外することができるということで、これまで在院日数が21日ぎりぎりというような中で推移してきた関係上、12月から導入して3カ月の平均でいきますと約1日程度短縮するという効果がありますので、そういった意味におきましても10対1看護基準の点数がとれるということでの効果もあったというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、せっかく効果も見られてきて、これからというときのこの亜急性期病床だったんですが、さきの谷口議員の一般質問の答弁にもありましたけれども、残念ながら本年9月末をもってこの亜急性期病床が制度上廃止されまして、地域包括ケア病棟の制度に基本的には移行したらどうでしょうかという国の方針なんだと思います。さきの谷口議員への答弁の中では、9月30日までに条件整備を図ることが可能かどうか慎重に検討してまいりますという答弁でした。

新聞等を見ますと、名寄市立総合病院のほうでは、8月の開設に向けてこの地域包括ケア病棟を開設する準備がされると聞いておりますが、本市の場合、理学療法士の専従配置ですとか、詳細なデータを厚生労働省に提出する義務が出る等々、本市の市立病院の今の人員の関係では9月末日までに地域包括ケア病棟を導入するのは非常に難しいんじゃないかなと、私は残念ながら思うんですけれども、その辺の認識を改めて聞きたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 地域包括ケア病棟につきましては、現在導入しております亜急性期病床と内容的には非常に似通ったものになってございます。算定日数が60日ということ、あるいは一般病床の在院日数から省かれるという部分では非常に似ておりますし、また、病室単位での届け出もできるということになっておりますが、施設基準として新たに設定された項目が増えております。

先ほど出ました理学療法士等につきましても専従でなければならないですとか、データ提出

加算といいまして、診療内容の情報につきまして厚生労働省への報告が義務づけられるとか、あるいは厚生労働省が実施するDPC、要するに1疾病に対する定額の包括算定という制度がございます。その導入の影響調査への参加できる体制の確保というようなことで、非常にハードルが高いものになってございます。そういった意味で、9月末までにこのさまざまなことをクリアするというのは、人員的にもスケジュール的にも現時点ではなかなか困難であるというふうに考えております。

データ提出加算につきましても、最初の提出が5月というような状況でございますので、そこに間に合わなければなかなか次へ進めないという部分もありますので、今現在では難しい状態にあるというふうに考えております。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 非常に難しい、マイナスになりそうなことばかり聞きますけれども、診療報酬改定に関して御質問をしたいと思っておりますけれども、これもさきの一般質問で谷口議員がされておりますけれども、入院の90日を超えるその扱いが変わりますね。そのときの答弁の内容は、プラス30日までの経過期間の後は出来高算定もしくは包括算定、どちらかを選択していかなければならないということで、どちらにしても8,000万円とか3,000万円とか大きな収益減が見込まれるというお話でした。こういった非常に90日超の環境が大きく変わるという中で、療養病棟を再開したいと常々以前からお聞きしていますが、こちらへの影響はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 池田市立病院医事課主幹。

○市立病院事務局医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

今回の診療報酬の改定で、御質問の入院日数が90日を超える場合の取り扱いの変更が出ております。現行では、一般病棟に90日を超えて入院されている患者さん、このうち重度の肢体不自由であるとか、リハビリを行っているであるとか、人工呼吸器を使用している、こういった方々については厚生労働大臣の定める一定の状態の患者さんという枠組みに入りまして、行った診療行為を全て積み上げて計算できる出来高計算の入院基本料10対1をそれ以降もとれます。かつ病院全体の平均在院日数21日以内という部分でも、そこに入らないように対象から外れることに制度上なっております。ちなみに、市立病院で入院されている90日を超える入院患者さん、約10名ほどいらっしゃいますけれども、この方も皆ほとんどこちらに該当しております。これが今回の改定で病院側が二者択一をするという方向に見直しが見直しが示されております。

1つは、おっしゃられた出来高点数の一般病棟を算定できるんではありますが、平均在院日数の対象患者もカウントしてしまうというものであって、21日の余裕のない市立病院としては、この10対1を継続してとることが恐らくできないと思われましてから、ワンランク下の基本料であります13対1をとらざるを得ないと。そうなった場合、1日約2,000円のマイナスとなります。100人いらっしゃいましたら、1年で推計しますと約8,000万円くらいの減少が見込まれると。

2つ目が、今度は診療行為が包括点数となる療養病棟入院基本料、こういったものになりますけれども、今度はそれで平均在院日数にはカウントしなくていいという考えも示されました。こちらにおきましては、単価は下がりますけれども、在院日数に影響しないことから、例えば長期入院の10人の方でありましたら、年間で約3,000万円ほどの減収になると思われれます。ただ、内容的には、療養病棟入院基本料を算定するものですから、実際に療養病棟を開設してやるようなイメージに近いものと思われれます。

こういったことから、療養病棟の再開になりますけれども、現在、全体で144床ベッドありますけれども、稼働率を見ますと約20から30が空床であるということになっております。それでいけば、現在の病床形態の中で、2つ目で示しました療養病棟入院基本料を用いる形で運用していく方法が1つ考えられます。あるいは看護師をまた確保して療養病棟という枠組みをつくって運用していく、それも考えられます。これも経過措置として9月30日までの猶予期間ありますけれども、その中で、在院日数の推移でありますとか患者動向を踏まえた検証を細かく行って判断を考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） その再開の判断は9月末までに決めなければならないということですので、それより早い、それなりの時期に判断をするということによろしいですか。

○委員長（谷口隆徳君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 療養の関係について私のほうからお答えいたしますけれども、今、池田主幹のほうから申しあげましたように、現実的には今の市立病院の一般病床が空床があるということで、長期の入院患者さん、当面そこに療養の患者ということで入れておくのが今のところ一番ベストかなと思うんですけれども、ただ、それで患者さんが埋まって実際の急性期の患者さんが入れないと、そういうような状況になりますと、これは病院にとっても不利益ですので、今の90日超えの患者さんは入れられるんですけども、今後、病棟として療養を持つか持たないかと、その判断というのが若干後になるのかなというふうに考えています。

今、病院の経営として一番効率的なのは、当然144床を一般病床として急性期の患者さんに入院してもらおうと。ただ、21日という縛りが出てきます。そして、そのほか、90日を超えるような長期の患者さんについては、新たに看護師を確保して別に病棟を持つというのが一番効率的なわけなんですけれども、現実の、先ほど言いましたように100名程度の患者さんしか一般病棟にいないということになると、当面、9月30日に、いわゆる長期の患者さんについては療養病棟並みの点数をとっていくという手法をとりながら、あとは患者の分析をして、療養病棟というのはまた別に持てますので、そういう長期の患者さんとか一般の患者さんが多いようであれば新たに再開をしていくというような方向を別に検討するというような状況になるかと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それと、今後の地域医療に非常に影響が出てきそうな地域医療ビジョンと
いうのに関連する質問をさせていただきたいと思います。

これは、国が医療費抑制の観点から病院の機能分化を強く進めていきたいと、そのために各
病院に病床機能報告制度を導入して、その結果をもとに都道府県に地域医療ビジョンを早急に
策定するように進めているということです。

それで、地域医療ビジョンとは何ぞやということですがけれども、地域の医療需要の将来推計
や病床機能報告制度等により医療機関から報道された情報等を活用し、二次医療圏等ごとに各
医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す。わかるような、
わからないようなあれですけれども、これを都道府県が医療計画の一部として策定する。都道
府県が策定しなさいということなんですね。

このスケジュールを見ますと、25年度後半から26年度、もう既に進んでいるんですけども、
報告制度の運用開始ということで、都道府県は、報告制度を通じて地域の各医療機関が担っ
ている医療機能の現状を把握しなさいとなっております。26年度、新年度は地域医療ビジョンの
ガイドラインを策定しなさいということで、士別市の場合は北海道になりますね。北海道が最
最終的にガイドラインを作成し、27年度以降、ガイドラインを踏まえ地域医療ビジョンを策定す
るということだそうです。

これがですね、本市はこれから、新年度、新しい改革プランに向けて動きだすと思うん
ですけども、この辺の絡みが当然出てくると思うんですけども、この地域医療ビジョン等のこ
れから策定が進んで、本市の新しい改革プランへの影響というのはどのようにお考えでしょ
うか。

○委員長（谷口隆徳君） 村上市立病院事務局次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） お答えいたします。

これからの医療提供体制の再編に当たりますと、超高齢社会にふさわしい医療を提供する
ため、団塊の世代が75歳になりきる2025年に向けて病床の機能分化と連携を進めることが求め
られています。また、4月の診療報酬の改定におきましても、病床に求められる機能や病床構
成なども着目されているところであります。こうした状況の中、国の社会保障制度改革推進法
では、病床を機能別に区分した上で、都道府県の役割を強化して、区分ごとの必要数を整備す
ることなどを定めております。

その第一歩といたしまして、厚生労働省は、現状把握のため、2014年度に病床機能報告制度
を導入し、病床機能を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに区分し、各病院から現在
の機能を都道府県に報告するシステムの構築を図ろうとしています。都道府県は、2015年度以
降、病床機能報告制度により報告された情報を分析し、地域医療ビジョンのガイドラインの検
討、その後、策定を行い、それからガイドラインを踏まえて機能区分ごとの必要病床数などを
盛り込んだ地域医療ビジョンを策定するスケジュールが示されております。

地域医療ビジョンの内容といたしましては、1つ目といたしまして、2025年の医療需要、入

院・外来別、疾患別の患者数、2つ目といたしまして、2025年に目指すべき医療提供体制、3つ目といたしまして、目指すべき医療提供体制を実現するための施策などとなっております。これらに加えて、都道府県が介入し病院の自主的な病床転換を促すほか、病院間の協議の場を設置して、話し合いによる転換を求めることとしております。

そこで、本市の改革プラン策定への影響ですが、地域医療ビジョンのガイドラインや機能区分ごとの必要病床数などを盛り込んだ地域医療ビジョンが北海道で策定され、これに基づき二次医療圏の病院の各医療機能の必要量を含む地域の医療体制が示された場合、自主的な病床転換が求められたり、病院間の協議の場を設置しての話し合いによる転換を求められることが想定されます。もし、そのような状況となりますと、病床数や看護体制の変更が求められた場合は、当然ながら新たな本市の改革プランの策定・実施に大きな影響がありますので、今後の北海道の取り組みを十分に注視しながら対応していく必要があるものと考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 結局、2025年のあるべき姿というか目指す姿は、これから報告制度も含めながらガイドラインをつくって、ビジョンを策定して、それによっては、士別市におきましては、道が場合によったら介入という言葉が今出ましたけれども、病床数を含め、市立病院も北海道というか上川北部医療圏の中で士別の病院はこういう形でお願いしたいという要請が今後出てくる可能性があるということによろしいのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 村上事務局次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） 今後のガイドライン、それからプランということではありますが、そういうことも十分想定されるかと思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで1点確認したいんですけれども、平成20年から26年の今の市立病院改革プラン、これは国の指導で、総務省のガイドラインにのっとって策定されているものなんですけれども、新年度、新たな、多分27年度からの改革プランになると思うんですけれども、これは今の総務省とか国ではなく市独自でつくられるのかということを確認したいのと、また、何年間ぐらいのプランを想定されているのか、決まっている範囲があればお答えいただきたいと思っております。

○委員長（谷口隆徳君） 村上次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） 新たな改革プランにつきましては、市立病院の現状を踏まえた上で市が独自に作成することとなります。しかし、北海道が策定いたしますガイドラインや地域医療ビジョンにより、二次医療圏における病院の各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制が示された場合、新たな本市の改革プランの策定や実施に大きく影響し、経営面も含め病院のあり方そのものに大きくかかわりますので、改革プランの年数につきましては、現

在の改革プランの7年間のような長期間にわたるものは難しく、対象を短期間として策定しなければならないものと考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、ちょっと新年度予算、26年度予算に関して数点お聞きしたいと思います。

収支計画を見ますと、26年度士別市病院事業会計予算というのは実施計画の収益的収入及び支出となっておりますが、その収入のところ、特別利益でその他特別利益1億425万7,000円とありますが、一方、例年になく大きく、支出のほうで過年度損益修正損という形の特別損失で1億2,142万2,000円という今までにない大きな数字が出ておりますが、これはこういった理由でこういう数字になったのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 岡田病院事務局総務課主査。

○市立病院事務局総務課主査（岡田英俊君） お答えいたします。

平成26年度の予算・決算から適用となる新地方公営企業会計基準によりまして、平成26年の6月に支給される手当に係る費用について、その賞与対象期間であります平成25年12月から平成26年3月までの期間の費用について引き当てるのが義務づけられました。それを受けまして、その費用について病院事業収益だけで負担するのが現状では厳しいことから、一般会計からの繰り入れを受ける分を特別利益、支出分につきまして特別損失として予算計上していることから前年度予算よりも増額となっております。

なお、今回の手当の引き当てに係る特別利益、特別損失としての予算計上につきましては、新制度に移行する今年度限りのものとなっております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） では、次年度以降はこういう形にはならないということですね。

これは、そちらにも一般会計から繰り入れがあります。これ、わかりづらいんですけども、他会計補助金という形でそれぞれ一般会計から繰り入れが入っていますけれども、25年度は約9億円の総額の繰り入れとなっておりますが、26年度の一般会計の総繰入額をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 岡田主査。

○市立病院事務局総務課主査（岡田英俊君） 平成26年度の一般会計からの繰入金につきましては、病院事業収益に係る繰入金約4億4,400万円、それと先ほど申しあげました手当引き当てに係る費用分を特別利益として約1億400万円、修学資金貸付金、企業債元金償還金等に係る資本的収入分の繰り入れとして約3億5,000万円、合計で約8億9,800万円となっており、改革プランでの繰入額8億9,500万円とほぼ同額となっております。また、昨年度の当初予算の繰入額と比較いたしまして約100万円程度の減となっております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう1点お聞きします。

以前、私、一般質問だったと思いますけれども、地方公営企業会計の厳格化ということでお尋ねしたことがありますけれども、当時、こういう企業会計は退職引当金をこれからきちっと段階的に計上しなさいということで答弁をいただきました。

26年度予算書を見ますと、この退職給付引当金は、退職手当組合に加入しておると不足額が生じたときには全額一般会計が負担するので、26年度予算には退職給付引当金は計上していないという形で記載されております。その段階的計上が要らなくなったと、足りないときは一般会計から入れるので計上が不要になったということなんでしょうが、そういう流れに変わったのかどうなのか、その辺を含めて経緯をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 岡田主査。

○市立病院事務局総務課主査（岡田英俊君） 退職給付引当金につきましては、平成26年度の予算・決算から適用となる新地方公営企業会計基準によって義務づけられたものであります。当院におきましても北海道市町村職員退職手当組合に加入しておりますが、組合積み立て不足額など、将来、企業会計に費用負担が発生すると考えられる費用について、引当金として計上が義務づけられたところであります。

そこで、毎事業年度に支払う一定の負担金のみを企業会計が負担していて、組合脱退時の普通負担金累計額の不足額に係る精算金などについて一般会計が負担することとしている場合においては退職給付引当金の計上が不要であるという総務省の回答がありまして、それを受けまして、当院におきましてもその旨について予算書に注記で示して、市の一般会計と退職給付引当金の取り扱いを定めました職員の退職手当に係る取扱要領を取り交わして、退職給付引当金につきましては計上をしないことといたしました。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今までのるいろいろお聞かせいただいたんですけども、今現在、病院の柱の1つである入院が100人から110人ぐらいとお聞きしています。26年度予算を見ますと、昨年もそうですけれども、1日平均患者数を125人という、今の実態から見るとかなり高い形で予算化しております。一方、診療報酬、先ほどいろいろお聞きしましたけれども、診療報酬の改正による減収の予測もありますし、せつかく順調に始まったはずの亜急性期病床も事実上廃止になる可能性が高いと。

国は、医療費圧縮のために、いわゆる包括的な医療をこれからどんどん進めると。また、それらに付随します、これからいろんなシステム、高額なシステムを場合によっては導入していかなければならない。一方で支出も増え、収入は今言ったように非常に減っていくと。

今、退職金についても、一般会計から足りないときは補填するから引き当てしなきゃいいん

だといえどもそれまでかもしれませんけれども、現実には今年のように足りない分は一般会計から出すということがこれからも続くということで、非常に新年度、この予算案を見ても、今の現状を見ますと、とても、本当に今9億円ほどの繰り出しということで予算を組んでいますけれども、また年度末になると1年後は今回の補正と同じような形になるんじゃないかなという、正直言って危惧がございます。これはここにいらっしゃる委員の方も結構お持ちかと思えます。

正直言って対症療法というか、それぞれ皆さん頑張っていたいただいているのはわかりますし、本市になくってはならない市立病院ですので、これからもどうこれを経営していくかというのは重要なテーマなんですけれども、今回幾つか聞いただけでも非常に厳しい数字がこれからも出てくるというのがどうしても感じられます。これは、今後、新しい市独自の改革プランをつくられるということですので、ぜひ思い切った将来構想も含めた、対症療法だけにならないようなプランにしていきたいということをお願いしたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 三好局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） おっしゃるように、現在の入院患者数の見込みから見ると予算上の入院患者125名程度というのはかなり多い数字なんですけれども、現実、うちの規模の病院を運営するためには、やはり125名程度の入院患者の確保が絶対必要という状況なんですけれども、その部分で、これから新しくやはり患者さんを、増やしていくと言ったらおかしいんですけれども、今どうしてもお医者さんが不足している中で、検査やなんかも手が回らないという実態があります。そこで、本州から先生に来ていただいて検査やなんかをやっていると。今までできなかった胆膵系、胆のう・膵臓のほうの検査やなんかをやって、そういった患者さんの異常を見つけて入院させていくというようなことも取り組んでいっております。

現実、病棟再編して以来、循環器と整形と外科、混合病棟にしているわけなんですけれども、その部分については割と一定程度の患者さんで、安定しているといったらあれなんですけれども、見込みどおりの患者数が入っているわけなんですけれども、消化器のほうの50床持っているところが入院患者の増減が多いと。いつときになると50人を超える入院患者数のときもあれば、30人ぐらいに減ってしまうという、そういう変動が多い中で、どうしても体制としては看護師は50人に対応できる看護師を配置しなければならないというところで、こういう自治体病院の苦しさが出ているわけなんですけれども。

そこで、先ほどの質問でもありましたけれども、やはりこれからは、まず患者数の把握、そのデータをしっかりとるのがまず最優先だろうというふうに考えております。その中で、これからの看護師の人数の把握、そういったものに努めていくのと、あとはやはり、今、最終日も医師給与の見直し等も提案を予定させていただいておりますけれども、お医者さん方にもできる限りの努力をしていただくといったようなこと、そういったことをこれからの新しいプランの中で考えていかなければならないのかなというふうに考えています。

医師の確保につきましても、やはりこれまでのように例えば週1回とかの出張医とかじゃな

くて、なるべくであれば、こちらに来て、2日でも3日でも来ていただいて、予約患者を持てる出張医、そういったものの確保、できればやはり固定医ですか、入院患者を持てる医師の確保というのを最優先にするべきかなというふうに考えています。

いずれにいたしましても、26年度中には、やはりいつまでも一般会計から毎年毎年、今年でいくと1億8,000万円という実質的な不足額を追加していただいていると。そういったことにならないような計画をつくるような準備をこれから26年度中に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

日常生活自立支援事業助成事業、事業が2つついています。支援事業を助成する事業ですね、について御質問したいと思います。

この日常生活自立支援事業というのは、もともとは地域福祉権利擁護事業という名前で、平成11年から介護保険とか成年後見制度に先立って実施されているとここに書いてありますけれども、途中から、平成19年からは現在の名称の日常生活自立支援事業になったとお聞きしております。

その中身は何かというと、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うとなっており、実施主体が都道府県もしくは指定都市の社会福祉協議会となっておりますが、この事業の細かな中身を説明していただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 阿部介護保険課主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） お答えいたします。

本事業は、委員おっしゃるとおり、平成12年の介護保険制度の導入に伴いまして、利用者の利益の保護を図る福祉サービス利用援助事業として社会福祉法に位置づけられました。認知症、知的・精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、利用契約によりまして福祉サービスの利用援助等を行うことによりまして、地域において自立した生活が送れるように支援することを目的として、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業により平成11年10月から実施されています。

事業の対象者ですが、認知症、知的・精神障害などによって判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や生活費管理などに不安を抱えている方が対象となります。

サービスの内容ですが、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスがあり、サービスの内容や回数は自立生活支援専門員が利用者本人と相談して生活支援計画を作成します。その生活支援計画に基づきまして、生活支援員がサービスを提供する仕組みとなっております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、この制度はいわゆる成年後見制度と何かよく似ているところもあるんですけども、成年後見制度との違いをわかりやすく教えてください。

○委員長（谷口隆徳君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） お答えいたします。

成年後見制度は、平成12年の介護保険制度導入に伴いまして旧禁治産・準禁治産制度にかわって設けられた制度です。本人や親族もしくは第三者が家庭裁判所に申し立てを行い、申し立てた本人を援助する方、それを成年後見人等と呼びますが、そういった方を選任し、法的な権限を与えて、本人のかわりに法律行為を行うことができる制度です。

これに対しまして、日常生活自立支援事業は、家庭裁判所に申し立てをすることもないため、より簡単に利用でき、福祉サービスの利用援助や日常生活の範囲内の金銭管理を通じて、判断能力が十分ではない人の権利を擁護する仕組みとなっています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今までこれ、道社協の上川地区ですか、そちらのほうでこの事業をされていたと聞いていますが、これは平成11年からやっていたらっしゃるんでしょうけれども、今まで、例えばこの上川北部、この1市2町、幌加内を入れると3町ですか、1市3町でこの制度を利用されていた状況がどれほどあるのかと、今回、新年度から市町村の社協が窓口等対応になったと。その理由はどういうところからなったんでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） お答えいたします。

道社協における1市3町の利用状況ということなのですが、市町村社協、まず1市3町の利用状況についてですが、平成19年度以降、利用した実績のあるといったところでお答えさせていただきたいのですが、利用実績につきましては和寒町で1人ということになっております。士別市におきましては、士別市社協が日常生活自立支援事業を補完できる独自サービスとして金銭管理に特化した金銭管理サービスを実施しておりまして、現在5名の方がこのサービスを利用しております。また、相談につきましては、コンスタントに年間3件程度の相談があるというふうに聞いております。

次に、市町村社協の対応となった理由についてですが、委員おっしゃられたとおり、北海道社会福祉協議会で道内14の地区センターを配置して事業を実施してまいりました。14の地区センターは、それぞれ振興局単位で配置されていることから、上川地区につきましては、北は中川町から南は占冠村まで広範囲であり、初期相談や生活支援計画作成を担当する自立支援専門員も1名であったため、その初期相談、それからサービス開始まで相当時間がかかるといったこともありまして、本当はサービスをすることが望ましい場合でありまして、サービスをすぐ利用したいという家族や専門職のニーズに合致しなかったこともあって利用者が少ないといった現状でありました。そうした現状から、北海道社会福祉協議会は、きめ細かく、迅速で利

用しやすいサービスとするために、身近な市町村社協に本事業の一部業務を委託することとしたところです。

士別市近隣の3町の社協についても同様の状況というふうに聞いております。自立支援専門員などの人的確保であるとか業務の効率性、費用面から共同で取り組むべきとして広域での実施となったところです。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 利用が非常に少なかったということで、多分知らなかったんじゃないかという気がいたしますけれども、その1市3町で今度は市町村社協ですということ、専門員、ケアマネさんなのかな、専門員とか生活支援員さんとか、新年度からどのように人的配置をされるんでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） まず、生活支援計画を作成する自立支援専門員についてですが、これを介護保険でいうところのケアマネジャーと同じような業務というふうに考えていただいて、士別市社会福祉協議会で6名養成をし、生活支援計画書に沿ってサービスを提供する生活支援員、この方は介護保険でいうところのヘルパーさんと思っていただいて、そういった方につきましては、共同設置する1市3町それぞれで養成することとなっております。

その養成研修なんです、この3月20日に士別市の社協のほうで生活支援員養成研修が行われると聞いております。現時点では、和寒町社協では3名、剣淵町社協で3名、幌加内町社協で3名、士別市社協で4名、それぞれ養成すると聞いておりますが、士別市社協は4月以降14名追加で養成するというふうな話も聞いております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） その養成研修を受けると生活支援員の資格が取得できるということですか。

○委員長（谷口隆徳君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） はい、そのとおりです。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今まで道社協上川地区で行われていたときには、本市としてのこの事業に対する助成というのはなかったと思いますが、新年度より市町村単位の市町村社協に移るということでこの助成が始まるということなんでしょうけれども、新年度より助成をするということに至った経緯をお話してください。

○委員長（谷口隆徳君） 得字介護保険課長。

○介護保険課長（得字繁美君） 助成をすることになった背景でございますけれども、本市における高齢化率は既に35%を超えておまして、高齢者人口も増え続け、それに伴いまして認知症高齢者も増加している傾向でございます。士別市における認知症高齢者の数というのは定かで

ございませんけれども、要介護認定を受けた中では約6割の720名の方々が何らかの認知症状があることがわかりました。そのうちの4割の300名ほどの方々は施設入所をしておりますけれども、残りの約6割の420名ほどの方々が在宅で生活をしている状況でございます。

士別市では施設入所の待機者解消のために施設整備を進めてまいりましたが、一方では住みなれた地域でいつまでも在宅生活を望む声も非常に多いと。可能な限り在宅での生活ができるように地域包括ケアシステムの確立が急務と考えておりまして、その1つとして認知症対策は喫緊の課題と考えてございます。

そういった課題に対応するために、認知症対策同様に権利擁護事業の基盤強化を検討してまいりましたところ、士別市社協さんから本事業についてお話がございました。士別市としても、まずは本事業を活用させていただいて、その先にある成年後見制度の利用等切れ目のない権利擁護システムを確立することが可能という判断から、今回の事業費の一部助成ということに決定をした次第でございます。

以上でございます。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） その事業費用と内容をわかりやすくお知らせください。

○委員長（谷口隆徳君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） 想定する事業の中身ということなのですが、まずは1市3町が実施する日常生活自立支援事業の一部を助成するといったことになるんですが、北海道社会福祉協議会から市町村社協へ単価契約を結びまして実施されるわけでありまして、その内容につきましては、新規の方1件、年間6万円、継続は1年間3万円というふうに聞いております。

今回、本事業を助成するに当たりまして、1市3町の専門職にニーズ調査を実施し、利用したい、それから利用が望ましいと言われたケースが44件ありました。この数字はあくまでもニーズ調査の結果でありまして、本人の意向は含まれていませんことから、新規利用者をその7割と見込みまして、平成26年度につきましては30件の利用と推測をいたしまして、その見込み件数をもとに年間の事業費を算出したところ、総額420万円というふうに推計いたしております。その内訳といたしましては、支援専門員、生活支援員の人件費として339万2,000円、燃料費が20万8,000円、事務費が60万円となっております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 使いやすく、なるべく負担感をなくそうということで助成を考えられたと思うんですけれども、もうちょっと詳しく、助成の中身というのかな、目的というか、実際使われる方に対してはどのような助成がされるのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） 利用者に関しましては、本事業を使いますと利用料がかかります。1回当たり1,500円という利用料がかかるのでありますが、その利用料の負担がネックと

なるケースがあるというふうに聞いております。本来、本事業の利用が必要だと、もしくは利用が望ましいといったケースであった場合でも、利用したいという意向がありながらも利用料負担が重く利用できないといったことがあったために、そういったことがないように権利擁護の基盤強化を目的としまして利用料の助成をすることといたしました。

利用者への助成につきましては、1回の利用料は生活支援員の交通費を含めて先ほど申し上げたとおり1,500円となりますが、利用者本人の収入状況及び世帯の課税状況により、全額、半額、3分の1の一部助成ということで考えております。その判定基準につきましては、全額助成につきましては、世帯全員の住民税が非課税で本人の収入額が80万円以下、半額助成につきましては、世帯全員の住民税が非課税で本人の収入額が80万円を超える方、一部助成につきましては、住民税課税世帯で均等割のみ課税というふうに考えております。昨年の保険料の本算定データから、助成を受ける利用者ということで10名というふうに見込みまして、今回25万2,000円を予算計上いたしております。

以上です。

○委員長(谷口隆徳君) 井上委員。

○委員(井上久嗣君) 本当に高齢化が非常に、超高齢化というぐらい進んでおります。この制度が今まで余り利用されていなかったというのは、利用することすらうまく道の社協とつながっていない部分が多々あったのかなと思います。今回、市町村に移るということですので、先ほども出ました後見制度、その一歩手前の、つながるいい制度かと思っておりますので、ぜひきちっと周知していただいて、それなりのニーズを今予測しておりますというお話ですので、利用がきちっとされるように進めていただきたいということで、この質問は終わりたいと思います。

それでは、次にいきます。

士別市在宅介護慰労事業について質問をさせていただきたいと思っております。

これは平成21年4月から施行されていますが、現在までの利用の状況と利用の総額の推移をお知らせいただきたいと思っております。

○委員長(谷口隆徳君) 青木介護保険課主幹。

○介護保険課主幹(青木秀敏君) お答えいたします。

在宅介護慰労事業は、高齢化が進行する中で重度の要介護者が増加していること、またそれを支える、介護する方である介護者も高齢となっている状況から、その肉体的、精神的、経済的な負担を軽減することを目的として実施しているものです。

事業の対象者につきましては、要介護認定におきまして要介護4または5の認定を受けた要介護者を現に自宅で介護している方が対象となります。その方に対して、この事業は2つの取り組みを取り組んでいるところですが、まず、その1つとしては、年間10日の無料の短期入所の利用券を発行しているという事業があります。もう1つに、月額9,000円の介護用品購入券の交付を実施しているところです。

最近の利用実績、それから利用状況ですけれども、まずは短期入所のほうの利用券の実績で

すが、23年度決算でいきますと19人で33万9,000円、24年度で31人の利用で63万円、平成25年度決算見込みですが、25人で53万8,000円を予定しているところです。

続きまして、介護用品券の購入の実績でありますけれども、23年度決算74人で407万6,000円、24年度決算84人で424万1,000円、平成25年度見込みで70人で379万6,000円となっているところです。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今御説明いただいた中にもありましたけれども、介護用品購入券というのがこの制度の中でありまして、当初より品目増えてきたということですが、今現在8品目ということで、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、お尻ナプキン、雑菌ガーゼ、嚥下補助食品ということで8品目ということで、要介護4または5の判定を受けた要介護者を在宅で介護されているという方が対象とお聞きしていますが、今言った品目、どちらかというとならば寝たきりかそれに近い方の排せつのケアに重点が置かれた品目となっているように思われます。

私もお聞きしますと、介護度は今言ったように要介護4以上で高いんですが、どうにかトイレに行っていらっしゃるといふ方も中にはいらっしゃいます。そういう方に関しましてはちょっと使いづらいかなど。先ほど言いましたように、どちらかというとならば排せつケアの関係が多いものですから、もうちょっと使いやすくなるべきじゃないかというお話も聞いておりますが、その辺に対する認識はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

介護用品購入券の対象品目につきましては、在宅で生活する重度の要介護者を介護する方の経済的負担の軽減を図るところを趣旨というか主としているところでありまして、その趣旨から、用品の用途が介護を目的としているもの、それから要介護者を介護する上で必要な品目としておりまして、その都度使用される消耗品を想定しているものであります。

この制度が始まった当初は紙おむつとか尿取りパッド程度しかなかったんですが、先ほど委員もお話もありましたとおり、いろいろと品目を増やして現在の8品目まで拡大してきているところでありまして、介護用品につきましては、今後もいろいろさまざまなものが開発されているものと思われますので、その対象品目については追加するなど適宜対応が必要であると考えているところです。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ、今お話ありましたけれども、対象者の御家庭等にアンケートをとるなどして、日進月歩、介護用品は改良されていますので、その辺は極力使いやすい制度になるために、品目を小まめに拡充できるような対応をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでし

ようか。

○委員長（谷口隆徳君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） 介護用品券を利用されております重度の要介護者の方につきましては、在宅で介護サービスを利用されている方が多いと考えております。そのサービスの調整役としてケアマネジャーがついてケアプランなど作成しておると思っておりますけれども、その方々を対象としたアンケート調査を実施するなどして意見集約の機会を設けていきたいと考えております。そこで現在の8品目以外に対象品目となるようなものがないかということの調査をしたいと考えております。また、市内の介護用品券を取り扱うこととなります取扱店、指定店なんですけれども、そこも協議、連携を図りながら、在宅重度の要介護者を介護する方の負担軽減となるような制度としていきたいと考えておりますし、またその運用をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ喜んでいただける制度に日々更新をしていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

次に、6次産業化推進事業というのがございますので、そちらの質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、全体で80万円という予算がついておりますが、お聞きしますと農商工連携支援事業として60万円の予算化がされているということですが、その支援事業の内容はどのような中身なのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 井出商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

農商工等連携による6次産業化の推進事業につきまして、内容について御説明をさせていただきたいと思えます。

基幹産業の農業を中核といたしまして、農商工等が連携をいたしまして新商品の開発、それから試作、それから加工、流通、販売など総合的に支援することによりまして6次産業化を推進していきたいというふうな考え方で、意欲ある個人、それから団体等を支援していきたいというふうな考え方でございます。

対象といたしましては、6次産業化を目指しております農業を初めとする個人、それから法人、任意団体または中小企業というふうな方々を対象と考えておまして、主な対象事業といたしましては、今申し上げましたような新商品の開発ですとかサービスの開発ですとか、そういったような部分の試作、試験、それからマーケティング調査などの経費を対象というふうと考えております。

具体的に申し上げますと、販路開拓に係る経費などにつきましては、マーケティング調査、それから展示会、商談会なんかに参加するための経費、それから、それに係る旅費、それから

パンフレット等作成など、また試作、開発の部分に関しましては、原材料費ですとかデザインの費用ですとか、あと試食会を開催したときの開催経費、それから、そのときに行われると思われるアンケート調査などの経費、そのほかには施設の整備費ですとか人材育成費、専門家を呼んだ研修会等の開催、そういったような経費を考えております。

それから、補助金の額につきましては上限額を30万円程度に考えておまして、補助率についても3分の2程度なのかなというふうなことを考えておりますが、この部分につきましては、今後、補助要綱等を整備いたしまして、この事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

予算の中では、今の60万円については農商工連携支援事業というようなことで、今の御説明をさせていただきました事業内容というふうになっております。そのほかにも、この部分では80万円の予算が組まれておりますので、残りの20万円につきましては農産物の特産品化事業というような中身で、農産物といたしましては大豆というようなことで考えておりますが、この部分について20万円、合わせて80万円の計上というふうな中身になっております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは、これから予算が通ってから、こういう制度がありますよと周知するんでしょうけれども、件数がたくさん出た場合、補正を組んででも対応、上限は30万円ですけども場合によっては補正を組んででも対応するのか、打ちどめで終わる事業なんですか。

○委員長（谷口隆徳君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） 今の御質問にお答えいたします。

できればたくさんの方々いろんな事業で挑戦していただければというふうに考えておりますので、できれば補正なりで対応できればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今ちらっと20万円の部分でお話がありました。これは市長の市政執行方針でも述べられましたが、士別特産大豆を使用した新商品の開発・試作というのがございました。士別特産大豆とありますが、まずはこれまでの取り組みをお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（谷口隆徳君） 千葉農業振興課主査。

○農業振興課主査（千葉真奈美君） これまでの取り組みといたしましては、平成19年度より三分一 敬氏を士別市農業応援アドバイザーに委嘱し、大豆の生産振興などを目標に農村塾を開設してまいりました。更に、平成24年度から2カ年にわたり士別市で大豆の試験栽培を実施いたしまして、新品種である（仮称）ツクモ4号が適正品種となっております。士別市は国内有数の大豆の産地でありますので、ツクモ4号は大粒で食味もよく、色合いが茶色という特性があ

りまして、ほかの産地にはない品種であります。優位性があることから特産品として推進することといたしました。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） その流れをくんで、この20万円が今年予算化されているんだと思いますけれども、新年度26年度の大豆に係る取り組みはどのような中身を考えているのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 藪中農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

今年度は、ツクモ4号の収穫後に、安定した消費を確保するために、飲食店ですとか、また学校給食などに試験的に大豆を提供いたしまして、メニューなどの研究、それから需要の調査をしていく予定でございます。また、これらを通じまして地産地消の推進を図りながら、市内での特産大豆の消費の進め方を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、飲食店等を出していただくという話もありました。それが6次産業と言えるかどうかちょっとわからないんですが、6次産業の前段的取り組みということによろしいのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 藪中主幹。

○農業振興課主幹（藪中晃宏君） 生産者と飲食店、それから、加工品ということに今後なりまして、これがつながって6次産業というふうに現段階では考えてございます。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで6次産業を目指すということですね。

これは当然農商工、今、消費者も入って農商工消というお話もありますけれども、そういった連携を今後どういうふうに進める計画があるのか、その辺をお知らせいただきたいと思えます。

○委員長（谷口隆徳君） 藪中主幹。

○農業振興課主幹（藪中晃宏君） 先ほど申し上げましたツクモ4号を使いまして、市内で新たな食文化といったことを目指していきたいというふうに考えてございます。例えば、飲食店と連携をしたメニューの研究開発、それから、食生活改善委員会などと協力しまして一般家庭へのメニューの普及、また、給食センターと連携をしまして、ふるさと給食としての大豆の提供、更には加工生産者グループなどに新たな商品の研究といったことも依頼をしながら、大豆の今後についていろいろと研究を重ね、そして大豆の生産者を育成しながら市内での普及を図るといった意味で農商工消連携しながら、皆でこの大豆について商品化を進めるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうしますと、既存のいろんな、例えば、ラブ士別・バイ士別推進協議会とか、そういった関連する団体ともこれから連携をしていくということも当然出てくるとは思うんですけども、その辺の考え方はどうなっていますか。

○委員長（谷口隆徳君） 藪中主幹。

○農業振興課主幹（藪中晃宏君） これから商品の開発と研究といったことで歩み始めたばかりですが、当然市内での流通、普及を考えますと、ラブ士別・バイ士別協議会も含めまして市内の全体で考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これからだなということだけがわかりました。

特に農商工連携支援事業の60万円というのは、まだちょっと額的にどうなのかなという、少ないんじゃないかなという気はしますけれども、とりあえずスタートするということに期待しますので、ぜひ周知をきちっとして、ぜひ活用していただいて、足りなくて補正を組むぐらいの形で進めていただければと思います。

それでは、次の質問にいきます。

最後に、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについて質問させていただきます。

これは予算書に概要が載っていますが、天塩岳や天塩川などの豊かな自然環境を生かし、その魅力を高めるとともに、積極的な情報発信に努め、地域ブランド化の推進と交流人口の拡大を図るという事業目的だと思いますが、まず、このプロジェクトの全体像、そして、その目的や内容、推進体制は今の現状でどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 今回のプロジェクトの全体像ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回のプロジェクトですけれども、天塩岳、それから天塩川というのは、本市発展の礎、更には美しい環境ですとか豊かな自然のシンボリックな存在ということで、この魅力を整備し、そして発信することで、この地域の振興発展につなげて地域の活性化に資するということが共通する目的かなというふうに考えております。

天塩川に関する事業としては、例えば、広く言えば農業用水の活用もそうでありまして、あるいは博物館なんかが行っている天塩川に関する学ぶ会ですとか、そういったような事業も天塩川に関する事業ということにはなりますけれども、今回のプロジェクトの中では、まず、1つ目として観光メニューあるいは観光イベントの充実、それから、2つ目としては天塩岳の整備、3つ目として岩尾内湖の整備、4つ目としてつくも水郷公園の再整備、5つ目として天塩川源流のまちとしての水のボトリング、6つ目としては再生可能エネルギーの活用、この6つを大きなテーマとしてプロジェクトを構成したいというふうに考えております。

そこで、推進体制ということになりますけれども、それぞれの個々の事業を各担当のほうで進めていくと。その横の連携ということになりますけれども、情報の共有ですとか意見交換、あるいは進捗状況の把握等々については、連絡会議を設けまして意思疎通を図っていききたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） プロジェクトというと、どうしても私の場合、専属のプロジェクトチームをつくると、まずそこから始まるのかなと思ったけれども、そうじゃなく、まずは庁内の部署部署で今のお話でいうと進めて、必要に応じて連絡会議をやっていくという形でよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えします。

いろんな事業をやっていく上では関連するものも多々ありますけれども、それぞれの課が今までも取り組んでいるような内容の更に充実といったような面もありますので、今、委員御指摘のとおり、それぞれの課が進めていって、そしてそれを全体的な横の連携で情報を共有するという形を今回のプロジェクトの中ではとっていききたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、現在考えられています26年度の主な事業と、予算は大体載っていますけれども、御説明願いたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 中峰企画課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

ただいま総務部長のほうから6つの項目、重立った柱で申し上げておりますので、この6つの項目に従って御説明いたします。

まず、観光メニューの充実ですけれども、こちらについては特段の予算づけということはありませんが、総体の中で進めていくと。そのほか、イベント推進では1,100万円、そして天塩岳の山開きの補助、こういったところで27万5,000円というようなものがございます。2点目の天塩岳の登山道新設整備ということに関しましては37万円を予算計上しております。3番目、岩尾内湖周辺の案内看板等の整備に関しては、さまざまな看板、それから安全柵等合わせまして87万8,000円。4点目に、水郷公園の再開発ということに向けましては、基本計画の設計作業ということになりますけれども、こちらで350万円。そして、天塩川の源流域の水のボトリングということで250万円。最後、6点目になりますが、朝日水力発電所の建設実現に向けてということにつきましては、これは期成会の予算の中で考えているということでありまして、そのほか、全体のプロジェクトの推進費として20万円を計上させていただいているところです。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今お話にありました、一番多分事業費が多いんだと思うんですけども、250万円という予算の水道水ボトリング事業というのがありますけれども、こちらについてちょっとお聞きしますが、これはどこの水源を、もし決まっているのであれば、想定されているのか。また、予定されている製造本数ですとか、またこれは予算はついていますがけれども、無料で利用というか、あちらこちらPRに使うのか、もしくは一部販売も含めて検討されているのか、その辺をお知らせください。

○委員長（谷口隆徳君） 佐藤企画課主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

まず、水源につきましては東山浄水場で処理した水道水を考えてございます。製造本数につきましては3万本。販売につきましては、今回製造を予定している3万本につきましては、各種会議や来訪者が集う場での提供など本市のPR用として使用を考慮しておりまして、基本的には販売の考えはしていないところであります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これ、財源で国・道支出金150万円とありますけれども、これがボトリングの中に何かの補助で充てているということによろしいですか。

○委員長（谷口隆徳君） 中峰企画課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

財源で計上しています150万円、これは合併補助金を活用するという考えであります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 水道水ボトリングについてじゃなくて、全体についての補助金ということですか。

○委員長（谷口隆徳君） 中峰課長。

○企画課長（中峰寿彰君） 基本的にはボトリング事業に充てていくという考えであります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、これからプロジェクトを進めるということなんですが、今、庁内各部が先導役というか市主体的にまずは始まるんでしょうけれども、これから市民の意見聴取を入れながらやっていかなければならないと思うんですけども、どのようにこれから市民参加を含めてこのプロジェクトに生かしていく予定なんですか。

○委員長（谷口隆徳君） 中峰課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

先ほども御質問いただきまして答弁申し上げているんですけども、全体を網羅するような

会議体は設けないということではありますが、それぞれの施策、事業を進めるに当たりましては、常時その関係団体との協議や市民の皆さんとの意見聴取、こういったことはそれぞれ考えていくということで、その反映の中で市民参加という形を得ていきたいと思っています。

例えば、観光メニューの関係に関しましては、観光協会はもちろんのこと、各イベントの実行委員会などとの調整的な場を設けていくほか、水郷公園再整備に関しては、これは以前も地域政策懇談会でお諮りしているような部分もございますから、こういったことも視野に入れて幅広い意見聴取というものを考えていきたいと思っています。

また、水道水のボトリングについても、まずは行政として素案をつくらせていただきながら、これは今後のいろんな展開も想定する中では、例えば商工会議所、観光協会、あるいはラブ士別・バイ士別運動推進協議会、そのほかには料飲店組合、こういったところもあるかなと思いますので、そういった方々との意見交換、そういった場も設けていきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そういう意見を聞くということですから、きちっと吸い上げて対応していただくということで、それはよろしいですね。

○委員長（谷口隆徳君） 中峰課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お聞きした意見、それを反映できる部分については反映していくということで考えていきたいと思っています。ボトリングについても、まずは原案をつくらないとなかなかお話ししていただけないのかなということがありますので、そういった形で進めたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、このプロジェクト、将来的というか、そんな先でもないんでしようけれども、中期的にどう進めていくのかということになるかと思います。先ほど事業の概要に載っていましたが地域ブランド化の推進と交流人口の拡大というのがこれの目的だと思いますが、こういった大きなことに対してどのように進めていくのか、そういう中期的なビジョンが今あればお話ししたいかと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 今回のこの事業については市長のマニフェストの中にも盛り込ませていただいていますし、あるいはまちづくり基本条例の中で市民参加ということを中心に置きながらこの事業を進めたいというふうに考えていますので、今お話にありましたように、市民の皆さんの御意見も伺いながら、いろんな角度から検討をしていくという姿勢を保ってきたいというふうに思っています。

それから、天塩川については北海道遺産ということにもなっていますので、広域的な流域の

市町村と連携した中で広域的な取り組みというのも視野に入れていかなければならないのかなというふうに思っています。

今回は、大きく6つのテーマでこの事業を進めさせていただきたいというふうに思っていますけれども、今後においても新たな視点等々も持ちながら、いろんな分野で深化していくということを念頭に置きながらこの事業を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう1個聞こうと思いましたが、これでまとめて終わりたいと思いますけれども、ほかの関連プロジェクトも結構あると思います。各団体、先ほど市民との連携というのもありましたけれども、ぜひいろんな連携を進めながら進めていただきたいと思います。

以前お話ししましたけれども、できれば、この天塩岳・天塩川も大きなテーマでやっていますけれども、士別市全体の観光をどうデザインするか、いわゆるランドデザインといいますか、観光基本構想的なものをつくっていただいて、その大きな流れの中で天塩岳・天塩川を含めて考えていただけるような形をぜひ再度お願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） ここで午後3時20分まで休憩をいたしたいと思います。

（午後 3時05分休憩）

（午後 3時20分再開）

○委員長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

斉藤 昇委員。

○委員（斉藤 昇君） 総括質問を行いたいと思います。

まず、初めに、市史の編さんについてでございます。

現在ある市史は、昭和62年の開基90周年、市制施行35周年の記念事業として発刊されました。私も市史編さん委員会の副委員長として現在ある市史には携わってきた者の一人でございます。特に、前回の市史の編さんのときには、やはりこれは単に図書館や市のどこかにしまっておいたり、市民がそこに行ってみなければできないようなものではなくて、士別市の歩み、それは住んでいる市民一人一人の歩みでもあり、そういう人たちの声を反映させた市史をつくる、市民参加の市史をつくるべきではないか、こう市史編さん審議会の中でも強く申し上げて、それはやっぱりそういう方向でやろうではないか、当時の市理事者も、そういう今までやったことのない市史の編さんをやるというのは非常に意義のあることだと、そう言って予算化されて今日を迎えたのもでございます。

平成23年の第4回定例会でも市史について質問いたしました。それ以後、この24年度は総務課に担当職員が配置されて、去年は市史編さん室が設置されてまいりました。編さん委員会も

組織されて、本年度は本格的に編集作業に入っていると思います。歴史を振り返り、未来を展望していくためにも、これまでの資料などをしっかり管理し、これを後世に伝えていくこと、このことは極めて大切なことだと認識いたしますけれども、まずは市史を発行していく意義を確認しておきたいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 鴻野市史編さん室参事。

○市史編さん室参事（鴻野弘志君） お答えをいたします。

ただいまの市史の発行に関する意義でございますが、一般論といたしましては、委員もおっしゃられますように、この地に根をおろした先人の偉業を振り返り、未来の子孫へつなぐため、歴史の正確な継承手段の一つということで捉えてございます。本市におきましては、大正3年に士別発達史、昭和27年には士別町史を発行しております。その後、市史といたしましては昭和44年、それから、委員が副委員長をお務めされていらっしやいました平成元年に新士別市史を発行されております。今回、これらに引き続くものとして、歴史の検証・継承ということで発行をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 朝日については、合併の以前までの町史について平成20年に発行を終えておりますけれども、今回の士別市史は朝日との整合性をどのように捉えているのか。今回の市史編さんに対する基本的な考え方、これについて、もう一步踏み込んでお答えいただきたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 鴻野参事。

○市史編さん室参事（鴻野弘志君） お答えをいたします。

朝日との整合についてでございますが、旧朝日町につきましては、ただいま委員からおっしゃられましたように平成20年に続・朝日町史を発行いたしまして、旧朝日町史を完結させているということでございます。

そこで、今回の発行につきましては、旧士別市の市史を完結させることによりまして、こうして旧士別市、旧朝日町、両方のいわゆる自治体としての歴史を完結させると、こういうことで整合をまずは図ってまいりたいということで考えております。

それから、その考え方等でございますが、今回は先ほど申し上げましたように、前の市史、新士別市史を引き継ぐ形の市史と考えてございます。そういう意味では、内容といたしまして昭和61年から平成17年の合併まで、こういったものを収録し、繰り返しますが、歴史を振り返りながら未来へ継承していきたいと、このような考えでございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 市史編さん室も設置されてやっているわけけれども、25年度までの進捗状況でありますとか市の市史の編さんの方向性、こういうものについて委員会ではどんな論議

がこれまでなされてきたんでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 鴻野参事。

○市史編さん室参事（鴻野弘志君） お答えをいたします。

まず、進捗についてでございますが、平成25年7月に第1回編さん委員会を開催いたしまして、7名の委員の皆さんを委嘱してきてございます。それ以降、第3回まで委員会を開催いたしまして、随時全体の方向性だとかを検討してございますが、その方向性といたしましては、今回、市史といたしまして、本編という形で先ほど申しました旧士別市をまとめていきたいということでありまして、それ以外に、資料編といたしまして写真集のような形で、これは昔の士別の様子、このようなものを写真集としてまとめてまいりたいというようなことで考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 一番初めにも申し上げましたけれども、前回は市民にアンケートもとって、そして、結構市民の皆さん方からも自分史をつくっていくという上での書き込みも寄せられたわけでございますけれども、さっきも言ったけれども、これは全戸配布しましたよね。やっぱり書く人は事細かに書いて提出されたり、そして、それが市史抄をつくったときに載っているということで、市史の本文よりもその市史抄を大事に各市民の家でとって、子供たちが来たときには見るだとか、そういうふう随分喜ばれていて、今にやっぱり歴史が生きているんだなというふう思うんでございますけれども、今回はそういう経験も生かして、広くやっぱり市民が参加することや市民にも市史が配られるという体制はぜひ考えるべきではないか、こう思うんだけど、方向性としてはいかがでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 鴻野参事。

○市史編さん室参事（鴻野弘志君） お答えいたします。

今、委員からございました市史の本編のほかにとこのことの方かと思っておりますが、自分史、士別市史抄が発行されております。そこで、今回の考え方、先ほど申し上げましたが、本編のほか写真集のような形で考えてございます。

そこで、その写真集についてでございますが、この写真につきましては、今、博物館所蔵の昔の写真およそ1,500点ほどが整理をされてございます。こういった写真を活用いたしての写真集で考えてございますが、もう一つ踏み込んだ形ということで、この写真にまつわる市民の声、あるいは写真の年代にまつわる市民の声、こういったものを募集いたしまして、それをその写真集に何らかの形で載せていって、単なる歴史的な写真の事実のほか、いわゆる士別市市民の声ということによりまして、いわゆる写真集が市民史のようなものになり得るか。そうすることによりまして、平成元年発行のときの士別市史抄、自分史、これの精神を引き継ぐものができるかなと、現段階ではそのように考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 27年度に向けて発刊していくということでございますけれども、26年度今年度の事業計画は大体どのぐらいになっているものなんでしょうか。

それから、発刊の予定部数や配布先の問題なんかを含めると、総経費、それから1部当たりの単価といいますか、これらはどのぐらいにするのか。市民には無料で配るというふうになりますと、そのほかには、いろんな行政機関に配ったり、そういうこともすると思うんですけども、そこら辺は単価や経費はどういうふうにお考えになっているんでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 鴻野参事。

○市史編さん室参事（鴻野弘志君） お答えをいたします。

まず、26年度の計画でございますが、今回、市史の発行は平成27年度中を目指してございます。そういった意味では、26年度は資料収集、あるいは原稿執筆など編集作業の中心年度と位置づけてございます。

続きまして、発行部数等のお尋ねでございます。発行部数につきましては、まだあくまでも概算ということで、おおむね1,000部以内ということで考えてございまして、その配布先に関しましては、公的機関などにおおよそ400部、それから、本市にゆかりのある団体への贈呈あるいは一般販売などを含めまして400部程度、おおよそ800部程度かというところで、今現段階では考えてございます。今後、その配布先等につきましては、ほかの自治体の動向等を調査した上で精査をしてみたいということで考えてございます。

それから、全体的な経費につきましては、まだあくまでもこれは概算ということでございますが、総合計画の中におきましては、26年度、これは先ほど申しました事務作業を進める当初予算ということで503万1,000円を今回計上させていただいておりますが、市史を発行する27年度、ここにつきましては総合計画の中では2,508万8,000円と、このように現段階では計上しているところでございます。

続きまして、市民への配布ということでございます。これはあくまでも有料での配布販売ということで考えてございます。そこで、その単価ということになってきょうかと思いますが、今、現段階では、もちろん編さん方法等によっても変わってはきますが、おおむね今までのほかの町あるいは本市の今ある平成元年発行の土別市史等の原価割り返しなんかをいたしますと、1冊約1万円ぐらいが原価であるというふうには押さえてございます。しかしながら、その1万円が果たして、いわゆる購入をするというときの気持ちの上で、金額の多寡について、これについてはまだもう少し検討しなければいけないということでございまして、なるべく原価よりも安価にという考えではございますが、ここはもう少し検討をいたしてみたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、確認しますけれども、写真集については市民の各家庭に無料で配る、こういうふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（谷口隆徳君） 鴻野参事。

○市史編さん室参事（鴻野弘志君） お答えをいたします。

先ほど申しあげました本編と合わせての資料集ということで考えてございます。そういう意味では、今回、あくまでも市史につきましては本編と資料集を合わせて一セットということで考えてございまして、そういった意味では、写真集だけを別に配布あるいは販売等につきましても、現段階では合わせたもので一つの市史ということで考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） もう一度確認しますけれども、士別市史というのは、やはりいつも申し上げますけれども、住んでいる市民の歴史であり、そして士別市の過去から未来へ向かっての大きな発信になっていくわけですね。そういうことを考えると全戸にやっぱり、そういう市史をつくるわけだから、歴史に残るものなんだから全戸に配布すべきだと思いますけれども、この点をもう一度確認しておきたいと思うんです。

○委員長（谷口隆徳君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えします。

市史の発行に当たりましては、先ほど参事のほうから御答弁申しあげましたとおり、本編の単価計算をいたしますと1冊約1万円ということになります。朝日の町史、前回つくられたときに、販売としては3,000円という形で販売をしている状況にもあります。それで、参事のほうからは、その1万円というのはちょっと手が出ない価格ではないのかというようなことを含めて、今後、その価格についてはいろいろ協議をさせてもらいたいというふうに思っています。

また一方で、それと対にして今予定を考えている写真集についても、これが原価幾らぐらいになるのかということがまだはっきりわからないというような状況もありますが、恐らく相当な価格になるものというふうに予測をしています。

それで、この2つの写真集と本編を合わせて、これをワンセットで販売していくという形をとりたいというふうには思っていますけれども、その辺でいきますと、全戸、例えば9,000戸なり1万戸に何千円かのものを配布するということになると、かなり費用的には難しいものがあるのかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 前回の士別市史抄、これは全戸に配ったんだけど、これは予算どのぐらいかかったんですか。

○委員長（谷口隆徳君） 鴻野参事。

○市史編さん室参事（鴻野弘志君） お答えをいたします。

前回の士別市史、おおよそでございますが300万円超ということでございます。
以上です。

(発言する者あり)

○委員長(谷口隆徳君) 鴻野参事。

○市史編さん室参事(鴻野弘志君) 失礼しました。お答えいたします。

前回、自分史、1万1,000部印刷作製をしております。その作製費が300万円超ということでございます。

以上です。

○委員長(谷口隆徳君) 斉藤委員。

○委員(斉藤 昇君) それはあれですか、市史抄がそれだけでできたということなんですか。

そうしますと、今回もそういうふうに、やっぱり士別の歴史、そして市民の歴史、それを市民の皆さんにきちっと伝えるという意味からも市民に配布するということはあくまでも考えないということなんですか。

○委員長(谷口隆徳君) 鈴木総務部長。

○総務部長(鈴木久典君) 前回の自分史の分ですけれども、1万1,000部作りまして、その経費が300万円ということですから、1冊約300円ぐらいになろうかなというふうに思っています。それで、全戸配布の部分については、まだ編さん委員会の中でも具体的な議論等々にはなっておりません。それで、市民のかかわりとかそういったものをどうしていくのかということについても、これは26年度の中でいろんな議論がなされていくというふうに思いますし、斉藤委員のおっしゃられる、市民参加にして、そして市民に親しみを持ってもらえるものをつくるということについては、これまでの市史の発行等々の経過も踏まえながら考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員長(谷口隆徳君) 斉藤委員。

○委員(斉藤 昇君) 市史抄はやっぱりあれですよ、あれは自分の歴史もそこに書けるようになっていて、この何年には市はこんなことをやっていたけれども、あるいは世界の動きとか日本の動きとか、そして市の動き、そして、その下には自分のいわば歴史も書き込めるようになっているわけですよ。だから、もらった人たちなんかはそういう歴史を、このときはというふうにして記録をしたりして、なかなかやっぱりいいつくりをしてくれたものだ。

特に、あのときは色川大吉先生なんかも、僕らも市史編さんのときには士別でも講演をいただいたり、そして、あの人はやっぱり歴史学者だし、そういう助言なんかもいただいてね、あのときは斉藤眼科の昌淳先生が編さん委員長、僕が副委員長をやったということもあって、よく斉藤眼科の別室に行って、色川大吉さんなんかもあれして、斉藤紘一さんと私と斉藤先生と、編さんの委員の中でも3斉藤とって、よく集まって議論しながらつくり上げたという経験あるものですから、やはり多くの市民の皆さん方が市史の編さんの中に、別枠でもいいから、市

史抄でもいいからつくって、やっぱり市民の皆さんが、このときにはおらはこんなことだったというようなことなんかも書き入れて、その市民の家の永久に残るものとしてやはりつくり上げるように、ぜひいろいろな議論もしてね、市民の意見も聞いて、前回から見たら大したいものがまたできたぞと全道に誇れるような、そういう市史をつくり上げていただきたいということを強く要望したいと思うんだけど、市長、どうでしょう、そういう意見は間違っているでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 齊藤 昇委員から貴重な御提言をいただきましてありがとうございます。

士別は、まちづくり基本条例をつくり上げて、議会基本条例ももちろんであります、ともに情報をしっかりと共有をし公開をする。もう一方では、まちづくりについて市民の参加・参画、市民が主役のまちをつくる、こういう基本条例も既に発効して進んでいるわけでありまして。

そう考えますと、偉大な先人の歴史をしっかりと記して後世に引き継ぐという大きな市史の役目があるわけでありまして、先ほどのお話、答弁をいたしました、市史についてはおおよそ1万円ほど原価がかかるということでありまして、先ほどのお話のとおり、前回の新士別市史のように、今、齊藤昌淳先生のお話も含めてございましたが、自分史的なものも含めて、そう大きな単価をかけないで市民が参画をできる、そしてしっかりと士別の歴史がそこに記される、後世に引き継がれる、そういうものを十分、御提言ございましたので検討させていただいて進んでまいりたい、こう考えます。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） やっぱり牧野市長時代には新しい市史をつくって、今までから見ても、それから全道的に見ても参考になる市史だと言われるような市史づくりにしていただきたいし、折に触れて議会なんかにも進捗状況や、それから今の市史のつくりぐあい、こんなものもお知らせいただいて、できれば折に触れて意見も述べさせていただく機会も持っていただければありがたいなと思っているところがございますので、この点もよく心して市史編さんに当たっていただきたいことを申し上げておきたいと思っております。

それから、次は、地域資源を活用した学校教育の推進についてでございますけれども、1つは、今年度予算化されている中で、地域資源を活用した学校教育の推進について、こうなっておりますけれども、最初に、事業の目的は何かということをお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

地域資源を活用した学校教育の推進事業の目的についてであります。

この事業は、市長のマニフェストのやさしいまちの事業でありまして、市内の全ての小学校の3年生から6年生が総合的な学習の時間において、士別市の基幹産業である農業について体験を通じて学習し、豊かな心や社会性、主体性を身につけ、地域を理解し、愛し、発展を願う子供の育成を図ることを目的として実施します。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） これはあれですか、そうすると地域資源というのはいろんな資源ございませうけれども、主には農業を中心にして、3年生から6年生という人たちに地域資源だから土別は農業だと、これは当たり前なだけけれども、そのほかに、農業だけではなしに土別の地域資源についてはどのようなものを地域資源と認識していらっしゃるのか。この点お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 菅井生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（菅井 勉君） 地域資源の部分につきましては、土別市においては、今、齊藤委員からもお話のありましたとおり、特に農業者の方々が多くいらっしゃいますし、基幹産業でもありますし、それ以外につきましては、建設関係の方々、それから、退職されて60歳過ぎの方でも農業の部分とかいろんな部分で豊富な経験を積んだ方が多数いらっしゃいますので、そういう意味では、あとスポーツ関係ではスキーとか柔道とか、いろいろな資格あるいは経験をお持ちの方がいらっしゃいますので、たくさんの地域資源があると思っております。今回、この農業授業につきましては、そのうちの農業者の方について御協力も仰ぎたいと思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 農業者の方に講師になっていただいたり指導も仰ぐと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、教育委員長は現役の農業者だと思いますけれども、これも学校の生徒の前に出て行って、教育委員長は委員長です、しかし、同時に現役の農業者として子供たちの前に出て行って講師を務める、こんなことも思い切ってやってみたらいかがかと、こう思うけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 五十嵐教育委員長。

○教育委員長（五十嵐紀子君） お答えします。

私も農業者です。実際、私は、きたごりんというファームをやっておりまして、稲作体験農園をしております。その関係でさまざまな学校の子供たちも来ておりますので、どこにでも行って指導なり一緒に楽しんでいきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 27年度からの実施だということでございますけれども、予算書では123万9,000円計上されておりますけれども、この内容はどういうことをやろうとしていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

予算額123万9,000円の内訳でございますが、まず、このような地域の資源を活用する事業を

既に実施している先進地の視察研修費用として100万円を計上しております。そのほか、子供たちが学習に活用する学習資料、こういったものの作成などに係る費用に23万9,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） これは市がやるということになると思うんだけど、私は、やっぱり農業のいわば農業委員会、これはやっぱり基幹産業である農業を営んでいく上で農業委員会の果たす役割も非常に大きなものがあると思うんだけど、農業委員会会長にこの際お尋ねしておきたいんだけど、こういう事業について、農業委員会としてもぜひ市と相談して取り組みを強めていただいて、後継者対策の問題を初めとして、地域の子供たちが土別の農業に魅力と誇りを持てるような、そういう情勢ではないけれども、気持ちとしてはそういうものとして取り組んでいったらいいのかなと、こう思うんですけれども、答弁いただければありがたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 松川農業委員会会長。

○農業委員会会長（松川英一君） ただいま齊藤委員のおっしゃるとおりであります。そのとおりでありますが、今、農家の高齢化が非常に進んでまいりまして、平均で1年に30戸、10年で300戸離農したわけでありまして、それに対しまして、なかなか新たに新規就農なり何なりという方々がほんの少し、1年に2件か3件、こんなところでございますので、学校の子供さん、学生さんにいろいろと農業を知ってもらって、そして少しでも農業に興味を持って、いずれは農業を継いでいただきたいなど、こんなふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） プロジェクトを設置するというふうに言われておりますけれども、そのメンバーはどのような構成になっていこうとしているのか、そして何をこのメンバーで検討するのか、この際お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

この農業学習を実施するため、26年度においてプロジェクトチームを立ち上げ、この学習を行うための教育課程と学習ガイダンスを作成いたします。このプロジェクトチームのメンバーといたしましては、市内の学校の校長、教頭を含む市内の小学校教諭9名程度を予定しております。

このプロジェクトチームが検討する内容についてでございますが、現在、市内の小学校においては、主に3、4年生の社会科の学習で、農家の方に学校にお越しいただき、農作物のお話を聞かせていただいたり、また、日甜工場の見学を行っているとともに、特別活動や総合的な学習の時間において野菜の栽培活動などを行っております。

そこで、このプロジェクトチームが検討、作成する内容につきましては、各小学校が作成する教育課程編成にかかわる農業学習の基本方針を作成するものであります。社会、国語、理科、家庭、保健の指導内容との関連を踏まえたものとして作成していきたいと、そのように考えております。また、児童が調べ学習やまとめ活動をする際に役立つ学習資料として学習のガイダンス、こういったものを作成する予定でおります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） もう1回聞きたいんだけど、プロジェクトを設置するということなんだけれども、このメンバーの構成、そして何を検討するかというのが何かよくわからないんだけど、もう一度この点のお答えをいただきたいと思うんです。大体どのぐらいの人数で構成されて……

（「9人と言いましたよ」の声あり）

9人。それで、検討する項目なんかは、やっぱり、先ほど申し上げましたけれども、よく農業委員会なんかとも連携とりながらやっていただいて、この地域資源を活用した学校教育の推進が本当に成果を上げるというのか、それから、この教育をやって子供たちの感想はどうだったのかというようなことも含めて、この成果がわかるように、あるいは子供たちがどんな感想を持ったのかということもわかるように、ぜひ私たちにもそういうものを提供していただきたい、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 菅井次長。

○生涯学習部次長（菅井 勉君） まず、プロジェクトの人数につきましては、先ほどの御答弁のとおり9人でありまして、小学校の校長先生あるいは教頭先生、それから一般の教諭の方、合計9人で考えております。更に、現役の農業者の方にアドバイスをお願いしようと思っております。更に、現在考えているのは、まだこれから検討している段階なんですけれども、できれば5名程度の方にその都度いろいろなアドバイスもお願いしたいと思っておりますし、まだこれから走り出すところで、具体的な部分はこれからの部分であります。

それから、具体的に何を検討するんだという部分につきましては、まず、小学校3年生の部分で具体的にどのようなことを学習するんだというような部分につきましては、今それぞれの小学校で学校菜園といますか、その中で例えばバレイショとか枝豆とかニンジンとかいろいろ栽培はしているんですけども、その部分について、より詳しく、例えば実際の農家の方の圃場に行って若干の農業体験をするなども想定したいと思っておりますし、更に、4年生になりましたらその部分を少し発展させまして、実際の農家の方は具体的に収量を増やすとか、それからおいしいとか、そのためのどのような工夫をされているのかなという部分のことをお伺いしたり、あるいは5年生になりましたら、その部分をいろんな収穫したものの加工とか、例えばみそをつくるとか、その部分も考えておりますし、更に、6年生になりましたら農業の部分で士別市のまちづくりといますか、例えば仮に道の駅をつくったらどういうふうになる

だろうかとか、そのような発展性のある部分、あるいはまちづくりの部分も想定したいと思っておりますし、環境問題についてもあわせて考えていきたいと思っております、プロジェクトの先生、考えておられる先生ともその部分について今ともに学校教育として話し合いを始めているところであります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） ぜひ、現役の農業者として、そして教育委員長として頑張っておられるんですけども、やはり現場に出かけて行って子供たちと接する、そして子供たちのいいアドバイザーとして頑張ってくださいように、教育委員長にもこの際お願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、スポーツ合宿推進事業についてでございますけれども、さっきも出ていましたけれども、26年度は1,100万円余りの予算がついておりますけれども、この事業の内訳をちょっと詳しくお知らせいただきたいと思うんです。

○委員長（谷口隆徳君） 加納スポーツ課長。

○スポーツ課長（加納 修君） お答えをいたします。

平成26年度のスポーツ合宿推進事業の事業費でございますけれども、まず、総額でございますけれども、平成25年度は1,005万3,000円でしたが平成26年度は1,121万6,000円ということで、116万3,000円の増額の予算を計上いたしました。主な増額の要因は、東京オリンピック・パラリンピックの決定に伴いまして、招致活動を活発にする目的で旅費を昨年の88万3,000円から89万9,000円増額をいたしまして178万2,000円と大幅に増やしたところであります。

主な旅費の増額の内訳でございますが、主に3点ございます。

1点目は、スポーツ庁、日本オリンピック委員会、日本陸上競技連盟等々の中央の競技団体への招致活動の強化をいたしたいということでございます。2番目は、道外の新たな各種の大会、あるいは実業団、大学へ直接出向いて招致活動をするということ、それと先進スポーツ施設の調査と研究をいたしたいということでございます。3点目は、これも新規の事業でございますけれども、道内の合宿招致の市町村と、これまた調査をしまして連携をしていくということでございます。

それから、増額の要因としまして、もう1点は、ロードの距離表示の看板の書きかえ、大分老朽化いたしておりますので書きかえの経費、それから、合宿の里士別推進協議会の事業費を15万円ほど増額をいたしております。

そのほかの事業、旭川空港、千歳空港の送迎バスの借上料、歓迎会の開催、ゴルフ場の一般開放等々の経費については昨年と同様の予算額を計上いたしました。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） ここ数年で新たに受け入れをしたチームでありますとか、また受け入れを

やめたという受け入れしなくなったチームというのは、大体ここ数年の中でどんなふうになっているのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加納課長。

○スポーツ課長（加納 修君） お答えをいたします。

実は昨年度でありますけれども、多くの新規チームが参りました。陸上競技では、日本陸上競技連盟の長距離の選抜チーム、それからパナソニック女子陸上競技部、TOTOの陸上競技部、コニカミノルタの陸上競技部ということで、4チーム、陸上競技では新たに合宿をしていただきました。

特に、昨年度の新規チームの合宿では、日本陸上競技連盟の長距離チームの合宿で三菱重工長崎の松村康平選手、それからTOTO陸上競技部の早川英里選手、9月に韓国のインチョンで行われますアジア大会マラソンの日本代表選手に選ばれました。それと、昨年は土別ハーフマラソン大会の招待選手で埼玉県庁の川内優輝選手、それから土別合宿の常連チームの木崎良子選手がこのアジア大会のメンバーに選ばれたということで、4人枠の全てが土別で合宿をしていただいたということで、非常に私どももうれしく思っているところであります。

それから、スキージャンプの新規チームにつきましては、CHINTAIスキークラブ、女子のチームです、とアインファーマシーズスキークラブという、これも女子のチームということでございます。昨年については宿泊が多かったかなというふうに思っております。

また、逆に廃部となったチームもございます。陸上競技では、平成25年1月、四国電力、電力会社は非常に厳しい状況でございまして、男女とも陸上部は廃部になりました。ジャンプ競技では、平成25年3月に神戸クリニックスキー部、それから平成26年3月に日本空調サービスのスキー部が解散をしているということでもあります。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そこで、そういう受け入れをやめたチームなんかに対して市としてはどんな対応をしてきたのでしょうか。そして、そのほかに理由が、いわば予算の都合だとかというのが多いものなのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加納課長。

○スポーツ課長（加納 修君） チームによって、今言いましたように会社の業績不振というのが1つでありますし、もう1つは、大学においては監督さんがやはり競技成績が余り振わず交代させられる場合が多いためです。特に陸上競技につきましては、廃部や交代させられた監督さん、退職されて少しお休みをされて、またどこかのチームに再就職をされる場合が多いためです。私たちが、できればいつもアンテナを張りめぐらせて、その監督さんがどこに行くかどうかというのをいつも注視をしております。新しい所属先に行った場合には、すぐ積極的に、来ませんかというアプローチをしております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 士別は合宿の里としていわば大きな実績を持っていると思うんだけど、他の市町村では宿泊費なんかの一部助成なんかもしているところもあるようだけれども、これらの状況と、士別市としてはそれらに対してはどのような対応を考えているのか。送り迎えなんかはもちろんだだと思っただけだけれども、そういうことも含めて予算面での対応というのはどういうふうにされているんでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加納課長。

○スポーツ課長（加納 修君） お答えをいたします。

昨年5月の北海道の合宿の道内市町村の実態調査がございました。34市町村から回答がございました。その中で、宿泊料1泊500円から3,000円の補助をしているところが14市町村ございました。それから、レンタカーの貸与、空港までのバスの借り上げ、電車やバスの交通費の助成が6市町村、入浴料の補助が3市町村。4点目は、町内だけに利用できる町内の商品券というものを配っているところがありまして、1泊200円、それから1人1万円というような支給をしているところもございますし、1団体2万円を現金で支給しているということが4市町村ございました。いずれにいたしましても、上限は各市町村定めておりますけれども、1団体に多額の補助をしているという市町村もありまして、合宿へのサービスの市町村間の競争であるというふうに変更して感じているところであります。

そうした中で、当市は宿泊や輸送に対してのチームに直接補助をするということは一切してございません。特に、スポーツ施設の充実、きめ細やかなサービスというのを前面に打ち出して誘致を展開してございます。特に3点のサービスの徹底をしております。

今、齊藤委員言われたことでありますけれども、1つは、チームの輸送の徹底であります。合宿においてはアクセスが非常に重要なサービスでありまして、当市は残念ながらアクセスの条件に恵まれていません。ですから、旭川空港への輸送については、ホテルと協力いたしまして、たった1人でも細かな輸送を展開しているところであります。

2番目は、ホテル・旅館のきめ細やかな対応でございます。特に大切なのが食事であります。管理栄養士を帯同しているチームがかなりございまして、食事の時間、カロリー、栄養のバランス等々、非常に旅館としては柔軟な対応をさせていただいておりますし、旅館・ホテルにつきましても、長年の付き合いから監督、選手と家族のような存在となっているところもございます。

それから、3番目でございますけれども、歓迎会の実施であります。道外チームに限りまして、1回だけなんですけれども、焼肉などささやかな歓迎会を実施しています。非常に練習厳しい中、息抜きのひとときということで、非常に選手は楽しみにしてもらっているかなというふうに思っております。

当市としては今後も直接的な経費のサービスというのは考えておりません。従来どおり、施設の充実、それから、心のこもったきめ細やかなサービスというのを実施していくというふう

に思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 市長の執行方針でありますとか教育長の教育行政方針の中でも、2020年の東京オリンピックに照準を合わせてというようなことをおっしゃってございましたけれども、2016年にはブラジルのリオデジャネイロ、2018年には韓国のピョンチャンも控えておりますけれども、今からこういう大会にも備えた検討をしていく、そして士別の合宿の里が本当に来る人も応援に来る人も、本当にいいまちだと、小ぢんまりしているけれども人情味もあるし、あそこはやっぱり北海道の中でも合宿の里として大いに利用すべきだという、そんな宣伝が広がるように頑張っていたきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加納課長。

○スポーツ課長（加納 修君） お答えをいたします。

まず、陸上競技でございますけれども、2014年、実は今年ですけれども、先ほど御説明しました韓国のインチョンでアジア大会が開催をされます。それから来年であります、2015年北京の世界陸上大会、それから、齊藤委員の言われました2016年リオデジャネイロオリンピック、そして2020年東京オリンピックというような大会がずらりそろっております。また、スキージャンプ、コンバインドについては毎年ワールドカップで転戦をしておりますけれども、2018年ピョンチャンの五輪を控えているというところであります。

オリンピック、世界選手権、大きな大会の際は、開催地の気候や時間になれるために数年前から合宿を張る場合があります。それを直前合宿というそうであります。それともう1つ、大会の年に同じような条件になれるということもございまして、多くなるのが直前合宿ということで、2つの大きな合宿がございます。

現在、ステップアッププラン作成中でありまして、1つは、2014年、本年開催する事業、それから2015年から2017年に開催する事業、それから2018年から2020年に開催する事業といたしまして、各種大会というのを念頭に入れながら3段階で事業を進めていくという予定でございまして。特に東京オリンピックですけれども、7月28日から8月9日というように、真夏の暑い東京でございまして、夏の直前合宿あるいは事前合宿、多くの選手が士別に来られるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 北京オリンピックのときにはドイツのチームも海外のチームとして士別に招致をしたという、合宿の里で入ったというのがございますけれども、今まで士別にどのぐらいの外国のチームを合宿の里として受け入れをしているんでしょうか。どんな種目かも含めてお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（谷口隆徳君） 加納課長。

○スポーツ課長（加納 修君） お答えをいたします。

まず、陸上競技でございます。平成19年に大阪世界陸上のドイツナショナルチーム108名受け入れをいたしました。翌年平成20年、今度は北京オリンピックのドイツナショナルチーム57名。それから、一昨年になりますけれども平成24年に韓国、中国長距離代表、実業団、大学の合同チーム16名を受け入れております。

それから、スキージャンプ競技では中国のジャンプチーム、非常に長い期間ですけれども、平成22年7月から9月まで約2カ月間、10名の選手を受け入れておりますし、12月から23日、12月と1月にかけてもう1回、再度10名の選手を受け入れております。韓国のジャンプの個人の選手を平成25年7月から8月まで1カ月間3名を受け入れていると。

その他、ウエートリフティングでは韓国ナショナルチーム、中国黒竜江省選抜チーム、古くはカナダのナショナルチームというようなところを過去に受け入れをいたしております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 合宿によって、食料でありますとか施設の整備というのはお金がかかりますけれども、しかし経済的な効果も上がると思うだけけれども、その点はどういうふうに押さえているのかということと、それから、JOCや日本陸連、それから全日本のスキー連盟などの皆さん方が士別をどんなふうの評価をなさっているのか、この点についてどういうふうを受けとめているのでしょうか。

○委員長（谷口隆徳君） 加納課長。

○スポーツ課長（加納 修君） お答えをいたします。

経済効果については、きちっとした算出がまだできておりません。各市町村に今問い合わせをいたしております、条件もいろいろ違ってることから、通常、士別では1泊1万円から1万5,000円ということで、宿泊人数を掛けるというような算出方法をしておりますけれども、今後、各市町村に合わせないとなかなか意味がないと思いますので、後ほど正式な数字を調べてみたいというふうに思っております。

それから、JOCなど中央競技団体の評価でございます。当市の合宿招致でございますけれども、北海道のパイオニアということで、日本陸上競技連盟、あるいは全日本スキー連盟、日本を代表する選手が35年以上も当市に合宿に来ていただいております。そのことはやはり高い評価をいただいているという証拠でもあろうかと思ひまして、大変名誉なことというふうに感じております。

陸上競技場やジャンプ台、クロスカントリーコースなど整備されたスポーツ施設、あるいは交通量の少ない自然豊かなロードのコース、それから練習会場と宿泊会場がコンパクトにおさまっていることなど、練習環境が非常に整備をされているということ、それから、先ほども言いましたけれども、ホテルや旅館のきめ細やかな対応、それから市民のおもてなしというところが高く評価をされていると思ってございます。

特に、全日本スキー連盟、各県スキー連盟からの評価は、サマージャンプ大会の開幕戦や全国規模での数少ないコンバインド競技を、7月のサマーコンバインド大会、それから12月に朝日のノルディックスキー大会の開催について、国内ジャンプ、コンバインド選手の強化あるいは育成の面でも高く評価されているというふうに思っております。

もう1点ですけれども、日本オリンピック委員会が主催をするオリンピックデーラン士別大会であります。全国5会場の一つとして開催をされていまして、当市の開催は24回を迎えることになりました。現在までに127人のオリンピック選手、アンバサダーが士別に訪れられています。オリンピックの精神の啓蒙普及ということに一役担っているかなというふうに思っております。また、本年からですけれども、学校授業でオリンピックが講師となりまして中学2年生に講義と実技をするオリンピック教室というものが全国15会場の一つとして士別に開催依頼がありまして、更に日本オリンピック委員会との関係も深くなってきたのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 海外のチームについては、北海道を初めとして各市町村の動きも出てきていると思うんだけど、士別市も他の市町村に先駆けて環境整備や宣伝、招致活動を行ったかどうかと思うんだけど、この点はどうお考えなのかということと、それから、もう1つは、合宿の里ステップアッププランを策定すると、こう言っておりますけれども、これは26年度予算の中にそういう経費というの見当たらないんだけど、これはどうしようとしているのか。それらについてもお答えいただきたいと思っております。

○委員長（谷口隆徳君） 加納課長。

○スポーツ課長（加納 修君） お答えをいたします。

海外チームの受け入れに関しましてでございますけれども、基本的には、陸上競技、ジャンプ、コンバインド競技を中心に積極的に受け入れるつもりでございます。しかしながら、ドイツ受け入れの経験から、チームから練習場の専用使用の希望があったり、100名を超える選手の受け入れについては、今までずっと来られている常連のチームが合宿をできないというような状況にもなったことがございます。そういったことから、相手先と十分に協議をさせていただいて、できるだけ支障のないように受け入れを進めていくというふうに思っております。

それから、来年、2015年北京世界陸上の開催が決まっております。再度ドイツチームについて招致活動を行うということ、それから、今年度については、日本陸連から9月の士別の選抜の合宿に海外チームと合同合宿をしたいという打診がございまして。

2点目でございます。当初予算にステップアッププランが入っていないというところがございます。ステップアップの予算につきましては、当初予算、先ほども説明をいたしましたけれども、4月から活動しなければならぬ招致旅費、あるいは合宿などの推進事業費というもの

は増額して既に要求をしております。現在、プランの素案が完成をしたところでありまして、2014年度の事業の具体的な施策について精査をしているところでありまして。その中に合宿のためのスポーツ施設の充実あるいは改築、大きな事業費になろうかと思いますが、改築や用具の整備等々も入ってございますし、スポーツ医科学の導入の事業、それからおもてなしの施策というところも考えてございます。

今後、日本陸上競技連盟、スキー連盟、あるいは実業団、大学の皆さんに率直にこういった素案をお伺いしまして、地元の関係部局等とも御相談させていただきながら、ステップアッププランを成案として6月の補正予算に出ささせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 合宿の招致には、総合的な窓口、施設はもちろんですけれども、宿泊施設だとか医療機関との連携もこれまた不可欠だと思うんです。6月にそれを出すというだけでも、ぜひ市民とも連携して、中長期的なビジョンを持った計画、いわばこのステップアッププラン、これを策定していただいて、私どもにも明らかにする。あるいは中間的にも、プランができてからこうだというのではなくて、折に触れてそういう経過報告も含めてお知らせいただいて、よりよいプランを立てていかれるようお願いしたいと思いますけれども、これに対する答弁を願って、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） ただいま齊藤委員のほうから合宿の里ステップアッププランの今後の取り組みについてお話をいただきました。

できるだけ早い機会に、一度市民にお集まりをいただいてさまざまな意見をいただいているわけですが、ある程度素案ができた段階でも、もう一度、全体にとということではなくて、それぞれセクションごとにお集まりいただいて、また御意見をいただいたり、我々の考えていることをお示しして、できるだけ多くの市民の意見を盛り込んだ形で、あわせて北海道教育委員会でありますとか文部科学省に設置をされるであろうスポーツ庁でありますとか、あるいはJOC、日本陸連、FIS等さまざまな競技団体ともその素案等についてもさまざまな御意見なりアドバイスをいただきながら、市民総ぐるみで合宿のステップアップを図れるようなプランの策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口隆徳君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（谷口隆徳君） 異議なしと認めます。

よって本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。
御苦労様でございました。

(午後 4時27分閉議)